# 令和3年度自己点検・評価報告書

# 令和4年4月

一橋大学大学院法学研究科法務専攻

# 目次

I	本法科大学院の現況4
	1. 本法科大学院の目的
	2. 本法科大学院の特徴5
	3. 本法科大学院の3ポリシー
	(1) ディプロマ・ポリシー7
	(2) カリキュラム・ポリシー7
	(3) アドミッション・ポリシー10
	4. 本法科大学院における開講科目一覧12
	5. 本法科大学院の教員・職員15
	6. 学生に関する現況
	(1) 在校生の現況
	(2) 入学試験の現況
	(3) 修了者等の現況19
	7. 情報公開
II	1
	1. 法科大学院の教育活動の現況【領域 1】
	≪基準1−1≫ 法科大学院の目的が適切に設定されていること26
	≪基準1-2≫ 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに
	必要な運営体制が適切に整備されていること27
	≪基準1−3≫ 法科大学院の教育研究活動に関する情報の公表が適切であること30
	2. 法科大学院の教育活動等の質保証【領域 2 】
	≪基準2-1≫ 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動
	等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されている
	こと
	≪基準2-2≫ 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定
	され、適切に実施されていること
	≪基準 2 − 3 ≫ 法科大学院の目的に即した人材養成がされていること
	≪基準2-4≫ 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の
	取組が行われていること
	≪基準2-5≫ 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質
	の維持及び向上を図っていること 35
	≪基準2-6≫ 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うとされている事項が適切に 実体されているまり。
	実施されていること
	3. 教育課程及び教育方法【領域3】

≪基	集準3-1≫	学位授与方針が具体的かつ明確であること	37
≪基	基準 3 − 2 ≫	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	38
≪基	集準3-3≫	教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則してお	ょり、段階的
	かつ体系的	的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であ	っること38
≪基	集準3-4≫	学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふされ	っしい授業形
	態及び授業	業方法が採用されていること	41
≪基	基準3-5≫	教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実	<b>፤施され、単</b>
	位が認定	されていること	46
≪基	集準3-6≫	法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定さ	れ、公正な
	修了判定	が実施されていること	48
		専任教員の授業負担等が適切であること	
4. 学	生の受入及び	び定員管理【領域4】	49
≪基	集準4-1≫	学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること	49
≪基	集準4-2≫	学生の受入が適切に実施されていること	50
≪基	集準4-3≫	在籍者数及び実入学者が収容定員および入学定員に対して適正	こな数となっ
	ているこ	٤	51
5. 蕉	E設、設備及7	び学生支援等の教育環境【領域 5 】	52
≪基	基準 5 - 1 ≫	法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活	詞用されてい
	ること		52
≪砉		学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関す	
	言・支援ス	が行われていること	52
III 自己	己点検・評価の	の分析	54
		<b>町の一覧</b>	
		価を踏まえた対応措置及び実施計画	
		度の主な対応措置	
(2)	) 令和4年/	度の対応措置の実施計画	61

# I 本法科大学院の現況

### 1. 本法科大学院の目的

一橋大学法科大学院における教育における最も基本的な目的は、専門能力を通じて社会に貢献することのできる法曹を育てることにある。これは、一橋大学研究教育憲章が掲げる、「豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成する。」との教育理念を、法曹養成という法科大学院教育の場合にあてはめたものでもある。このような大学の理念を基礎に、一橋大学法科大学院の養成する法曹は、社会の各分野において、法に関係する指導的役割を担うことのできる人材、幅広い教養を備えた公共的志操の高い専門人であることを目指している。これらを本学の伝統的基盤と実績とに即して具体化した教育目標として、次の3点を標榜している。

#### (1) ビジネス法務に精通した法曹

一橋大学は、政治経済社会の指導的担い手としての理想像を「キャプテンズ・オブ・インダストリー」との表現に求め、社会科学の理知、豊かな教養と感性、市民的公共性と国際性を備えた人材を産業界に輩出してきた。また、単科大学の伝統を背景に、学部の枠を超えた科目履修が広く認められてきたほか、法学部と経済学部との間では、副専攻プログラムを設けて、法学部生にも体系的に経済学を学ぶことを奨励している。平成12年以降は、国際企業戦略研究科内に設置された経営法務専攻と緊密な連携を図ることによりビジネス・企業法務教育を充実させ、平成30年に同専攻が法学研究科内のビジネスロー専攻へ組織再編された後は連携を一層強化することで着実に成果を上げてきた。本学法科大学院は、このような実績と資源を活かしてビジネス・企業法務に精通し、かつ公共性を備えた法曹の養成を目指し、現代における社会的要請に応えようとしている。

#### (2) 国際的な視野をもった法曹

今後ますます複雑で多様なグローバル化が進行するなかで、国際感覚をもち、語学、外国法や国際関係に関する知識と素養を備えた法曹を養成することは、時代の要請である。平成 27 年に学長が示した大学強化プランと題する一橋大学の運営基本方針においても、研究・教育のグローバル化が主要な柱となっている。本学法学研究科は、元来法学と国際関係の 2 分野から出発し、平成 30 年にビジネスロー専攻が法学研究科内に編入された後も、国際関係の研究・教育の資源が充実しており、人材育成にも実績がある。また、経済学研究科との協力体制のもとに国際・公共政策大学院を設置し、国際的視野をもった政策提案のできる人材の養成にも取り組んでいる。さらに平成 31 年に社会科学系総合大学として唯一指定国立大学法人に指定され、グローバルに活躍できる高度の専門職(法曹や研究者)の育成に一層力を入れている(令和 4 年度学長年頭挨拶)。こうした環境を生かし、国際関係を専攻する教員の参加を得つつ、外国法等のカリキュラムを充実させ、国際的な視野をもった法曹を養成する。

#### (3) 人権感覚に富んだ法曹

現代社会において人権理念は社会と国家を通じた国際基準となっている。国内においては、とりわけ司法関係者の姿勢が問われている折、市民の要求に応えるべき法曹は、人権感覚を基礎に置いた倫理観を備える必要がある。本学の伝統的な教育理念である「キャプテンズ・オブ・インダストリー」も、社会の指導者としての倫理観を重視するものであった。法科大学院のすべての教育において人権理念を基礎に据えるとともに、人権関係科目・科目横断的法曹倫理教育の充実により、人権感覚に富み倫理性の高い法曹の養成に取り組んでいる。

以上の三つの理念は、相互に独立するものではなく、人材育成の重点的観点を示したものであって、修了生に共通して求められるものである。

本法科大学院は、長期的にみて社会に貢献できる高い志をもった人材の育成を目的としている。 上述したところを含め、学生に対しては、常に、法曹となること自体が目標なのではなく、法曹 として何にどう貢献していくかが課題であることを強調している。本法科大学院修了後の働き方、 仕事の場は多様であろうとも、それぞれの立場において指導的役割を担う人材の輩出を目指して いる。

### 2. 本法科大学院の特徴

#### (1) 一橋大学および法学研究科の沿革・理念

一橋大学は、明治8年に商法講習所として出発し、東京商科大学(大正9年)を経て、昭和21年に新制一橋大学となり、法学社会学部を設置した。昭和26年に社会学部と分離し、法学部としての独立した歩みを開始した。また、昭和28年には法学研究科が発足し、当初の1専攻から3専攻へとその組織を拡大した。

一橋大学は、「キャプテンズ・オブ・インダストリー」たることを事実上の校是として戴き、これまで多数の有能な人材を実業界に輩出してきた。これは、産業界における高貴な騎士道精神を前提にするものであり、一橋大学研究教育憲章は、「豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成する。」との教育理念を掲げている。本学の法科大学院は、このような伝統と実績、それに基づく資源を活かして、とりわけビジネス・企業法務に精通した法曹の養成を目指すこと、この分野の人材を含め、社会的公共性と豊かな構想力を備えた人材を輩出し、司法制度改革の理念と社会の期待に応えることが、本学の果たすべき責務でもあるとの考えのもとに設立された。平成12年以降は、国際企業戦略研究科内に設置された経営法務専攻と緊密な連携を図ることによりビジネス・企業法務教育を充実させ、平成30年に同専攻が法学研究科内のビジネスロー専攻へ組織再編された後は連携を一層強化することで着実に成果を上げてきた。

さらに、平成31年、一橋大学は「我が国の人文社会科学分野において教育研究の卓越性を誇る大学」として指定国立大学法人の指定を受け、社会科学分野の戦略的重点化領域を設定するとともに、ソーシャル・データサイエンス領域における研究教育を飛躍的に充実させて新学部・研究

科を設置し、自然・人文・社会諸科学の境界を越えた協働に向けて、文理横断の社会科学創造を めざしている。

#### (2)目的に応じた教育体制

本法科大学院が人材育成上の目的として掲げる第1は、ビジネス法務に精通した法曹の養成である。ビジネスロー関係科目の充実はもとより、3年次の選択コースとしてビジネスロー・コースを設置しているのが特徴である。このコースは、希望する学生を対象に、毎週金曜日に千代田キャンパスで開講される科目を選択履修させるものであり、同所にあるビジネスロー専攻の協力の下に、専任教員の他にも多くの実務家教員を招聘して専門性の高い実践的教育を行っている。

第2に、国際的な視野をもった法曹の養成に関しては、国際関係科目・外国法科目を充実させているほか、2年次において「英米法」または「法律英語」を必修としている。また、未修者・既修者試験ともに入試の評価項目として英語成績を加えていることも、本法科大学院の特徴の一つである。なお、カリフォルニア大学へイスティングス法科大学院(University of California Hastings College of the Law)との間で、本法科大学院修了生を毎年2名、ヘイスティングス法科大学院 LL.M. 課程に推薦することができる旨の協定を結んでいるほか、海外インターンシップや法整備支援活動への参加支援などの取組も進めている。

第3に、人権感覚に富んだ法曹の養成に関し、「人権クリニック」など、人権に関する科目を充 実させている。

また、創立時より法曹倫理教育の開発と実践に積極的に取り組み、平成 16 年度~18 年度には「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」として「科目横断的法曹倫理教育の開発」プロジェクト、平成 19 年度・20 年度には、これをさらに発展させて、「継続的法曹倫理教育の開発」に取り組み、成果の一部をカリキュラムにも反映させている。

さらに、平成27年度より、人権を擁護する活動に積極的に取り組む学外の実務家を講師とする 講演会(人権講演会)を定期的に開催する取組みを継続している。

#### (3) その他の特徴

施設面では、大学院研究棟に法科大学院専用の2フロアを確保し、法科大学院における多様な 授業形態を想定して設計された講義教室のほか、法廷教室、資料室などの専用施設を配置してい る。

カリキュラムにおいては、未修者1年次に憲法・民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の基礎を高い密度で教育することにより、未修者教育に成果を上げている点、本学学部を卒業または本法科大学院を修了したOB・OGなどの協力を得て、2年次の夏に希望者全員についてエクスターンシップを実施するなど、充実した法曹養成教育のための配慮をしている。

また、平成26年度から始まった文部科学省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」においても本法科大学院の取組は現在に至るまで安定的に高い評価を受けている。

1学年85名(未修者25名、既修者60名)という規模で学生と教員との間の距離が近い。学生相互の協力関係が醸成されて自主ゼミが盛んであり、法科大学院としても奨励している。このような自助・共助が教育効果を高め、実績を残していることも本学の特徴である。

### 3. 本法科大学院の3ポリシー

#### (1) ディプロマ・ポリシー

- 一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)では、豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成するとの理念に基づいて、1. に掲げる能力及び資質等を修得していることを2. で示す方法で確認し、修了の認定を行い、法務博士(専門職)の学位を授与します。
- 1. 修得する能力・資質等
- ①社会の各分野において、法に関係する指導的役割を担うことができ、幅広い教養を備えた公 共的志操の高い法律家の資質を備えていること
- ②現在の日本社会が抱える法的課題を法律家として積極的に引き受け、それに対する解決策を、 現状を十分に踏まえながら法の理念である正義の観点から現状を評価し、場合によっては現 状を打破する方向での革新的な構想を現実的な形で提案しうる能力を有すること
- ③さらに具体化した目標として、(i)ビジネス法務に精通し、(ii)広い国際的視野を持ち、(iii)豊かな人権感覚を有していること
- 2. 修得した能力・資質の判定方法
- (1) 所定の修業年限以上在学したこと。
- (2) 上記目標を達成するために編成されたカリキュラムに沿った教育を受け、各学年次において、進級に際して定められた所定の単位数を修得し、最終的に課程修了に必要な所定の単位を修得したこと。なお、1年次については、進級要件として、進級試験に合格すること及び共通到達度確認試験において教授会が設定する水準の成績を収めていること。
- (3)必修科目について設定された GPA 基準を充たしていること

#### (2) カリキュラム・ポリシー

一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)は、豊かな教養と市民的公共性を備えた、 構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成するとの理念に基づいて、 以下のとおり教育課程編成の考え方に基づく、学修内容及び学修方法、学習成果の到達目標、 学修成果の評価方法により教育課程を実施します。

#### 1. 教育課程編成の考え方

ディプロマ・ポリシーが示す通り、(1) ビジネス法務に精通した法曹、(2) 国際的な視野をもった法曹、(3) 人権感覚に富んだ法曹という、3つの資質を兼ね備えた法曹を養成することを目指しています。この教育目標を達成するため、学生が法学の基礎的な理解を確実に習得したうえで、それを現実の法的問題の解決に活かせるだけの応用力と創造力とを培い、本学の

目指す特色ある法曹の育成に資するよう、体系性と一貫性のあるカリキュラムを用意しています。

#### 2. 学修内容及び学修方法

#### (1) 1年次における学修

まず、法学未修者を対象とする1年次には、憲法・民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の5科目を配置し、2年次以降の学習の基礎・土台を確かなものにするという方針をとっています。これに、法学を初めて学ぶ人に法情報へのアクセスの方法や判例・文献の読み方から指導する「導入ゼミ」、近視眼的な法学習を相対化する「比較法制度論」、法曹養成にあたり必要不可欠な文章作成能力・論述力を養うための「法律文書作成ゼミ」等の履修が加わります。

#### (2) 2年次以降における学修

2年次以降には、1年次配当の5科目については実務法曹としての活動を念頭に修得ずみの知識の確認をしたうえで、問題志向の課題についてソクラテス・メソッドやケース・メソッド等を用いた演習科目を配置します。このほか、行政法・商法等の科目について、1年次に履修した基本科目の知識を土台にして、効率的かつ立体的に履修するほか、多彩な選択科目群を提供します。また、こうした基盤をもとに2年次以降は、法律実務科目も多く学んでいくことになります。2年次にはエクスターンシップや法律相談クリニックが配置され、3年次には民事・刑事両方の模擬裁判を実施します。そのうえで2年次後期以降、「民事裁判基礎」、「法曹倫理」、「民事法務基礎」、「刑事実務概論」等の実務科目を履修します。

#### (3) 3年次における学修の特色

さらに、3年次には、多角的・実践的視点のみならず、きわめて少人数で特定テーマについて掘り下げた研究を行う「発展ゼミ」や、研究論文執筆を希望する者にリサーチペーパー執筆を伴う基本的研究指導を行う「法学研究」を置きます。

また、本法科大学院の教育理念が有する特色をはっきり示しているカリキュラムとして、以 下のコース及び科目があります。

#### ①ビジネスロー・コース

特に企業・ビジネス法務に関心の強い学生を対象にビジネスロー・コースを設けています。 週に1日、千代田キャンパスで最新のビジネス現場を踏まえた実践的なカリキュラムによる 授業が行われます。

#### ②国際的視野を養う機会

「英米法」、「法律英語」、「外国法文献読解」等、国際的視野を養う科目を設けています。 また、外国の法曹資格を有する者や、企業取引などの経験を通じて日本及び外国の法律実務 に関する知識を豊富に有する専任教員による授業が配置されています。さらに、本法科大学 院は、法学研究科が招く外国人客員教授から教育上の協力を得ています。

#### ③人権感覚を涵養する機会

「発展ゼミ」の中に人権実践に関するリーガルクリニック(人権クリニック)を設けているほか、人権擁護の先導的な活動を行っている外部の専門家による人権特別講義を定期的に開催しています。

なお、研究活動上の不正行為を防止するため、全学生を対象として、研究倫理教育を実施 します。

#### 3. 学修成果の到達目標

1年次の学修においては、基礎知識の定着と法的な考え方・法的な議論のあり方を体得させることを目標とします。

2年次以降の学修においては、基礎知識を現実の問題を解決するために使えるだけの応用力の養成を目指します。また、多彩な選択科目群の履修を通じて、指導的法曹としての活動の基盤形成に資するようにします。さらに実務系科目の履修は、法曹への意識を高め、学修への動機づけを図るとともに、実務的な能力を身に付けてもらい、それらを通じて、基礎知識の定着を図ります。

それに加えて3年次の「発展ゼミ」、「法学研究」は、法学教育に厚みを与え、学生の多様な ニーズに応えます。

特色あるカリキュラムに関して、①ビジネスロー・コースは、ビジネスローに関する実践的かつ高度な専門知識の修得を目的とします。②国際的視野を養う機会の提供は、国際社会が求めるリーガルマインドや実務的な法のあり方の習得を目指します。③人権感覚を涵養する機会の提供は、21世紀社会における人権とは何かを、実社会や実務と現行法の関連の中で理解できるようになることを目指します。

#### 4. 学修成果の評価方法

シラバスに明示した成績評価方法に従って、論述式の筆記試験やレポート等だけでなく、授業中の発言などの平常点を加味して評価を行います。成績評価は、出席要件を満たすことを前提に、所定の評価割合に関するガイドラインに従って行われます。

本法科大学院は、成績評価の適切性・厳格性を確保するため、全学的に定められている成績評価基準に準拠して成績評価を実施すると共に、学生に成績説明請求を認めることで、成績評価に対する透明性と公平性を確保しています。

#### 5. カリキュラムの改善

本法科大学院は、法科大学院長を中心に、その教育目標をよりよく達成できるよう、各科目の履修状況、成績評価等とともに、ファカルティ・デベロップメント(FD)会議での討議をもとに、カリキュラムの成果を不断に検証し、必要な見直しを行うこととしています。

#### (3) アドミッション・ポリシー

一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)は、豊かな教養と市民的公共性を備えた、 構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成するとの理念に基づいて、 以下のとおり入学者選抜を実施します。

#### 1. 求める学生像

本法科大学院は、「ビジネス法務に精通した法曹」「国際的な視野を持った法曹」「人権感覚に富んだ法曹」という3つの資質を兼ね備えた法曹を養成することを目指しています。そして、本学のカリキュラムは、そのような法曹の育成に資するよう体系的に構築されており、本学の学位は、そのような法曹としての能力と資質を涵養した者に対して授与されることになります。そこで、本学では、次のような資質・知識・能力を持つ多様な人材を受け入れたいと考えています。

- (1)豊かな人間性・感受性を持ち、現代社会における公正な法の運用において、指導的役割を果たそうという高い志を有している人材
- (2) 社会における課題を発見し、自分に備わっている基礎的な知識・技能と創造力を活用して、その解決を図るために粘り強く取り組むことができる人材
- (3) 問題解決のために必要となる思考力・判断力、表現力を有する人材
- (4) 自己の主体性を保ちつつ、多様なバックグランドを持つ人々とコミュニケーションを交わし、協働して学ぶ姿勢がある人材
- (5) 国際的な視野と、英語による授業に対応できる基礎的な力を身につけている人材
- 2. 入学者選抜の基本方針

本法科大学院は、以下の(1)~(3)を入学者選抜の基本方針としています。

(1) 公平性・開放性・多様性を確保する。

本法科大学院は、法科大学院制度が法学に純化した学習者だけでなく、広く人材を受け入れることを理念としていることに鑑み、入学者選抜において何よりも、公平性・開放性を重視しています。出身大学や学部、専門の如何を問わず、全国の有為の人材を求めます。

(2) 法律学の基礎的な学識を有する者とともに、多様な知識・経験を有する者を受け入れる。 法は、社会のあらゆる分野に及んで、人の生活に関係しています。公正な法の運用は、複 雑化した現代社会においてますます重要性を増しています。他方で、法の扱う対象も、法の 体現すべき正義も、利害関係の対立も、時代とともに動いていきます。正確な法律学の学識 ある者が求められるのはもちろんですが、このような状況において、法曹としての的確な活 動が期待されるとき、必要なのは、現時点における細かい知識の豊富さよりは、時代を超え て維持されるであろう、また、維持されるべきである基礎的な学識であり、その応用力です。 また、扱う領域が広いこと、他方で、専門化が進む社会において法律家にも専門性が求めら れる場面が増加すること等を考慮すると、多様な知識・経験を土台として有する人々が、法 的知識・技能を身につけることが重要だと考えられます。

本法科大学院は、このような考え方に基づき、問題意識をもって丁寧に法律を学んできた者と、法については素人であるが、それぞれの分野での知識を蓄え、経験を積んできた人々を広く求めています。

#### (3) 社会人・他学部出身者の入学を促進する。

本法科大学院では、(1) に掲げたような公平性に留意しながら、(2) に示した理念を体現すべく、社会人としての活動実績を適確に評価するように工夫し、他学部出身者についても、各人がそれぞれの分野で取り組んだ学業の成果(学業成績)を法曹としての学習の土台として適切に評価するように努めています。

#### 3.「学習の3要素」の多面的・総合的な評価方法

#### (1)評価方法

法学未修者については、「一般選抜」を実施しています。英語の成績による第1次選抜の合格者に対して、第2次選抜を行います。第2次選抜は、小論文試験の結果と、第1次選抜の成績・自己推薦書・学業成績の審査結果を総合して行います。そして、第2次選抜の合格者に対して、第3次選抜として面接試験を行い、面接試験の結果と第2次選抜試験までの結果を総合して最終的な合格者を決定します。

法学既修者については、「一般選抜」と「5年一貫型教育選抜」を実施しています。「一般選抜」では、英語の成績による第1次選抜の合格者に対して、第2次選抜を行います。第2次選抜は、法学論文試験(民事法〔民法・民事訴訟法〕・刑事法〔刑法・刑事訴訟法〕・憲法)の結果と、第1次選抜の成績・自己推薦書・学業成績の審査結果を総合して行います。そして、第2次選抜の合格者に対して、第3次選抜として面接試験を行い、面接試験の結果と第2次選抜試験までの結果を総合して最終的な合格者を決定します。「5年一貫型教育選抜」は、「一橋大学法科大学院(法学研究科法務専攻)と一橋大学法学部法曹コースの法曹養成連携協定」に基づき、本法科大学院の教育課程と接続し、効果的で一貫した教育を目的とした一橋大学法学部の教育課程における教育を受けた者に対して、法学既修者の入学者定員枠の一定数を、論述式の試験によらない評価方法によって選抜するものです。具体的には、英語力・学業成績・自己推薦書・面接試験の結果を総合評価して最終的な合格者を決定します。法学既修者については、本法科大学院2年次の授業に参加しうる水準にあると評価できる者を合格者とします。

### (2)「学習の3要素」と評価項目の関係

				思考力・判断	主体性を持って
7	入試区分	入学者選抜方法	知識・技能	力・表現力等の	多様な人々と協
				能力	働して学ぶ態度
	十版土	英語の成績	0	0	
	未修者	小論文試験	0	0	

	自己推薦書	$\circ$	$\bigcirc$	$\circ$
	学業成績	0	0	
	面接	0	0	0
	英語の成績	0	0	
пт <i>likr</i> +У.	法学論文試験	$\circ$	$\bigcirc$	
既修者 (一般)	自己推薦書	0	0	0
( /4×/	学業成績	$\circ$		
	面接	0	0	
Det life de	英語の成績	0	0	
既修者 (5年一貫型	自己推薦書	0	0	
教育選抜)	学業成績	0	0	_
2011	面接	0	0	0

# 4. 本法科大学院における開講科目一覧

# 2021 年度開講科目

科目区	分	科目名	単位数
法律基本科目	公法系科目	憲法 I	2
		憲法Ⅱ	2
		公法演習 I	2
		行政法I	2
		行政法Ⅱ	2
		公法演習Ⅱ	1
	民事系科目	民法 I	3.5
		民法Ⅱ	3.5
		民法Ⅲ	4
		民法IV	1
		民事訴訟法	4
		民事法演習 I	2
		民事法演習Ⅱ	2
		民事法演習Ⅲ	1
		企業法演習I	2

		会社法	4
		商法総則·商行為·手形小切手	2
		企業法演習Ⅱ	2
		民事判例研究	2
	刑事系科目	刑法 I	4
		刑法Ⅱ	2
		刑事訴訟法	4
		刑事法演習I	2
		刑事法演習Ⅱ	2
	その他	導入ゼミ	1
		法律文書作成ゼミ	1
		問題解決実践	2
法律実務基礎科目		法曹倫理 I	1
		民事裁判基礎 I	1
		エクスターンシップ	1
		法律相談クリニック	1
		民事裁判基礎Ⅱ	2
		民事法務基礎	2
		模擬裁判(民事)	1
		模擬裁判(刑事)	1
		刑事実務概論	2
		法曹倫理Ⅱ	1
		公法実務基礎	1
基礎法学•隣接科目		比較法制度論	1
		西洋法制史	2
		日本法制史	2
		アジア法	2
		英米法	2
		法哲学	2
		法社会学	2
		比較法文化論	2
		法律英語	2
		法と心理学	2
		法と経済学	2
		実践ビジネスローⅡ(会計・企業財務論)★	2
展開•先端科目		少年法	2
		民事執行法	2

	比較刑事司法	2
	国際法	2
	租税法I	2
	知的財産法 I	2
	倒産処理法I	2
	信託法	2
	労働法 I	2
	労働法Ⅱ	2
	独占禁止法 I	2
	刑事証拠法	2
	金融商品取引法	2
	租税法Ⅱ	2
	環境法	2
	倒産処理法Ⅱ	2
	消費者法	2
	社会保障法	2
	独占禁止法Ⅱ	2
	情報法	2
	知的財産法Ⅱ	2
	医事法	2
	国際人権法	2
	国際私法	2
	国際民事訴訟法	2
	国際取引法	2
	国際経済法	2
	EU法	2
	国際制度論	2
	国際関係学	2
	外国法文献読解 I	2
	外国法文献読解Ⅱ	2
	法と公共政策	2
	実践ゼミ(企業法務)★	2
	実践ゼミ(知的財産法)★	2
	実践ゼミ(国際法務戦略・交渉論)★	2
	実践ゼミ(中国ビジネス法実務)★	2
	実践金融法★	2
	実践独占禁止法★	2
i .	•	

	実践国際経済法★	2
	実践税法★	2
	実践ビジネスロー I (会社法)★	2
	ワールド・ビジネス・ロー★	2
その他	発展ゼミI	2
	発展ゼミⅡ	2
	法学研究基礎	4

★はビジネスロー・コース科目

# 5. 本法科大学院の教員・職員

# 専任教員

氏 名	職名	専門分野
石田 剛	教授	民法
相澤 美智子	教授	労働法
青木 孝之	教授	刑事実務
仮屋 広郷	教授	商法
葛野 尋之	教授	刑事訴訟法
酒井 太郎	教授	商法
下山 憲治	教授	行政法
杉山 悦子	教授	民事訴訟法
角田 美穂子	教授	民法
滝沢 昌彦	教授	民法
竹下 啓介	教授	国際私法
伹見 亮	教授	中国法
只野 雅人	教授	憲法
玉井 利幸	教授	商法
本庄 武	教授	刑法
水元 宏典	教授	民事訴訟法
緑 大輔	教授	刑事訴訟法
ジョン・ミドルトン	教授	英米法
山本 和彦	教授	民事訴訟法
髙橋 真弓	准教授	商法
柳 武史	准教授	経済法
射手矢 好雄	特任教授	ビジネス・ロー

金井 洋明	特任教授	刑事実務
田子 真也	特任教授	民事実務
棚井 啓	特任教授	民事裁判

# 兼担教員

氏 名	職名	(本務先)	専門分野
安藤 馨	法学研究科	教授	法哲学
井上 由里子	法学研究科	教授	知的財産法
王 云海	法学研究科	教授	比較刑事法
長塚 真琴	法学研究科	教授	知的財産法
野口 貴公美	法学研究科	教授	行政法
屋敷 二郎	法学研究科	教授	西洋法制史
山田 敦	法学研究科	教授	国際制度論
渡邉 康行	法学研究科	特任教授	憲法
石綿 はる美	法学研究科	准教授	民法
江藤 祥平	法学研究科	准教授	憲法
権 容奭	法学研究科	准教授	国際関係学
小峯 庸平	法学研究科	准教授	民法
鶴 剛史	法学研究科	准教授	知的財産法
土井 翼	法学研究科	准教授	行政法
藤岡 祐治	法学研究科	准教授	租税法
松園 潤一朗	法学研究科	准教授	日本法制史

# 兼任教員

氏 名	担当科目
阿部 博友	国際取引法、法律英語
荒川 歩	法と心理学
飯田 高	法と経済学
織、朱實	環境法、発展ゼミⅡ
嘉多山 宗	発展ゼミII
河合 幹雄	法社会学
児玉 安司	医事法
齋藤 雅弘	消費者法
佐藤 智恵	EU法
佐藤 弥恵	国際経済法
品谷 篤哉	金融商品取引法
白田 秀彰	情報法

申 惠丰	国際人権法
田鎖 麻衣子	導入ゼミ、外国法文献読解 I
中田 英幸	信託法
長屋 文裕	公法実務基礎
中山 ひとみ	医事法
贄田 健二郎	刑事証拠法
橋本 正博	刑事法演習I、問題解決実践
増田 幸弘	社会保障法
松原 拓郎	少年法
南 諭子	国際法、発展ゼミⅡ
安部 健一	*実践税法
石井 裕介	*実践ビジネスロー I (会社法)
伊東 啓	* 実践金融法
伊藤 亮介	*ワールド・ビジネス・ロー
江崎 滋恒	* 実践独占禁止法
小野 傑	* 実践金融法
小松 誠志	*実践税法
佐藤 丈文	* 実践金融法
末 啓一郎	* 実践国際経済法
田中 康之	*実践ビジネスローⅡ(会計・企業財務論)
戸倉 圭太	*実践ゼミ(企業法務)
戸田 暁	*実践ゼミ(知的財産法)
中尾 雄史	*ワールド・ビジネス・ロー
中村 慈美	* 実践税法
根本 剛史	*実践金融法
藤田 章	*実践税法
山田 篤	* 実践独占禁止法

\*ビジネスロー・コース

# 職員

配置場所	職名	人数
法学研究科事務室	事務長	1
法科大学院事務室	事務長代理(法科大学院担当)	1
	法科大学院係長	1
	事務補佐員	2
法科大学院準備室	助手	1
	事務補佐員	3

# 6. 学生に関する現況

### (1) 在校生の現況

入学定員・収容定員

入学定	収容定員		
未 修	既 修	合 計	<b>以</b> 合足貝
20	65	85	255

### 入学者数

# ( ) は社会人で内数

年度	未修	既修	合計	未修者の割合	社会人の割合
2021	17 (3)	79 (4)	96 (7)	17.71%	7.29%
2020	13 (3)	74 (1)	87 (4)	14.94%	4.60%
2019	15 (3)	74 (5)	89 (8)	16.85%	8.99%
2018	16 (1)	76 (3)	92 (4)	17.39%	4.35%
2017	17 (2)	68 (2)	85 (4)	20.00%	4.71%

### 在籍者数(2021年5月1日現在)

1年	欠 2年次	3年次	合計
17	93	81	191

### (2) 入学試験の現況

年度	未修/既修	定員	志願者数	受験者数	合格者数	入学	者数	定員充足率
2022	法学未修者	85	164	142	20	20	90	106%
年度	法学既修者	65	395	339	72	70	90	10070
2021	法学未修者	0.5	99	87	20	16	06	1120/
年度	法学既修者	85	302	257	87	80	96	112%
2020	0 法学未修者	0.5	30	30	16	13	87	1020/
年度	法学既修者	85	197	197	76	74	01	102%
2019	法学未修者	85	46	46	16	15	89	104%
年度	法学既修者	60	202	202	77	74	09	104%
2018	法学未修者	0.5	77	77	13	16	92	1000/
年度	法学既修者	85	251	251	79	76	94	108%

### (3) 修了者等の現況

# 修了者数

# ( ) は社会人で内数

年度	修了者数					
+段	未修者	既修者	合計			
2021 年度	13 (2)	61 (1)	74 (3)			
2020 年度	16 (1)	68 (5)	84 (6)			
2019 年度	20 (4)	69 (3)	89 (7)			
2018 年度	21 (1)	57 (1)	78 (2)			
2017 年度	18 (4)	58 (0)	76 (4)			

# 退学者数

	退学理由						
年度	予備試験合格/ 司法試験合格	進路変更	健康上の理由	その他			
2021 年度	11	0	0	0			
2020 年度	7	2	1	4			
2019 年度	5	1	0	0			
2018 年度	5	2	0	3			
2017 年度	6	0	0	1			

# 司法試験合格者数

司法試験	司法試験	内	訳	合格率	内	訳
実施年	合格者数	未修	既修	(合格者/受験者)	未修	既 修
2021年	64	13	51	58.2%	40.6 %	65.4 %
2020年	84	17	67	70.6%	47.2 %	80.7 %
2019年	67	15	52	59.8%	35.7 %	74.3 %
2018年	72	13	59	59.5%	29.5 %	76.6 %
2017年	60	8	52	49.6%	19.5 %	65.0 %

# 修了者の活動状況(2022年2月現在)

司法修習	裁判官	検察官	弁護士	進学	官公庁	研究機関/ 教育機関	企業	司法試験 受験準備	不明	修了生 合計
149	99	68	726	4	19	4	23	76	207	1,375

# 司法修習後の任用者数

司法試験実施年	裁判官	検察官	弁護士
2019年	5	6	56
2018年	11	7	54
2017年	9	2	49
2016年	4	5	54
2015 年	11	7	61

# 7. 情報公開

### 法令により公表が求められている事項

No	公表	をが求められている事項 (法令の条文等抜粋)	公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
	《学	产校教育法 第 109 条》	
1	第	大学は、その教育研究水準の向上に資する	法科大学院認証評価
	1	ため、文部科学大臣の定めるところにより、	自己評価書、評価結果
	項	当該大学の教育及び研究、組織及び運営並	https://www.hit-
		びに施設及び設備(次項及び第五項におい	u.ac.jp/guide/information/assessment
		て「教育研究等」という。)の状況について	/certification-
		自ら点検及び評価を行い、その結果を公表	evaluation/index.html#senmon
		するものとする。	
	《学	学校教育法施行規則 第 158 条》	
2		学校教育法第百二条第二項の規定により学	※該当する場合のみ記載
		生を入学させる大学は、同項の入学に関す	法科大学院認証評価
		る制度の運用の状況について、同法第百九	自己評価書、評価結果
		条第一項に規定する点検及び評価を行い、	https://www.law.hit-
		その結果を公表しなければならない。	u.ac.jp/lawschool/about/check/selfche
			ck/

	《学	学校教育法施行規則 第 172 条の 2 》			
3	第 1	大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。			
	項				
4		一 大学の教育研究上の目的及び第百六十	目的		
		五条の二第一項の規定により定める方針に	https://www.law.hit-		
		関すること	u.ac.jp/lawschool/about/		
			ディプロマ・ポリシー		
			https://www.law.hit-		
			u.ac.jp/lawschool/about/3_policy/dipl		
			oma_policy/		
			カリキュラム・ポリシー		
			https://www.law.hit-		
			u.ac.jp/lawschool/about/3_policy/curr		
			iculum_policy/		
			アドミッション・ポリシー		
			https://www.law.hit-		
			u.ac.jp/lawschool/about/3_policy/adm		
			ission_policy/		
5		二 教育研究上の基本組織に関すること	一橋大学機構図		
			https://www.hit-		
			u.ac.jp/guide/data/pdf/data_a.pdf		
6		三 教員組織、教員の数並びに各教員が有	法科大学院の教員紹介		
		する学位及び業績に関すること	https://www.law.hit-		
			u.ac.jp/lawschool/professor/		
7		四 入学者の数、収容定員及び在学する学	https://www.law.hit-		
		生の数、卒業又は修了した者の数並びに進	u.ac.jp/lawschool/about/		
		学者数及び就職者数その他進学及び就職等			
		の状況に関すること			
8		五 授業科目、授業の方法及び内容並びに	シラバス、学年暦、学生便覧		
		年間の授業の計画(大学設置基準第十九条	https://www.law.hit-		
		の二第一項(大学院設置基準第十五条にお	u.ac.jp/lawschool/tocurrentstudent/		
		いて読み替えて準用する場合を含む。)、専			
		門職大学設置基準第十一条の二第一項、専			
		門職大学院設置基準第六条の三第一項、短			
		期大学設置基準第五条の二第一項及び専門			
		職短期大学設置基準第八条の二第一項の規			
		定により当該大学が自ら開設したものとみ			
		なす授業科目(次号において「連携開設科			

日」という。)に係るものを含む。)に関する こと  六 学修の成果に係る評価(連携開設科目 に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認 定に当たっての基準に関すること  10 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の 学生の教育研究環境に関すること  10 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の 学生の教育研究環境に関すること  11 八 授業料、入学料その他の大学が徴収す る費用に関すること  12 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び 心身の健康等に係る支援に関すること  13 第 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学 2 は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育 項 法第八十三条の二第二項、第九十九条第三 項及び第百八条第五項の規定による専門性 が求められる職業に就いている者、当該職 業に関連する事業を行う者その他の関係者 との協力の状況についての情報を公表する    ※No17~18 に記載    注物・土地面積   https://www.hit- u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_2.pdf   がまめられる職業に就いている者、当該職 業に関連する事業を行う者その他の関係者 との協力の状況についての情報を公表する    ※No17~18 に記載   https://www.hit- u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_2.pdf   がまか行う学生の修学、進路選択及び   学生支援   https://www.law.hit- u.ac.jp/lawschool/about/support/   法科大学院の教員紹介   https://www.law.hit- u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/cl inic/
9       六 学修の成果に係る評価(連携開設科目 に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること       ※No17~18 に記載         10       七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること       建物・土地面積 https://www.hit- u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_2.pdf 研修施設等 https://www.hit- u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_1.pdf 建物配置図 https://www.hit- u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_3.pdf         11       八 授業料、入学料その他の大学が徴収す る費用に関すること       ※No25 に記載         12       九 大学が行う学生の修学、進路選択及び 心身の健康等に係る支援に関すること       学生支援 https://www.law.hit- u.ac.jp/lawschool/about/support/         13       第 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学 な、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育 項及び第百八条第五項の規定による専門性 が求められる職業に就いている者、当該職 業に関連する事業を行う者その他の関係者       大学院の教員紹介 https://www.law.hit- u.ac.jp/lawschool/professor/ 法律相談クリニック https://www.law.hit- u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/cl
に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること  10 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること  11 大学の教育研究環境に関すること  12 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること  13 第 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育項法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者  12 に関連する事業を行う者その他の関係者  13 に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定はから、建物・土地面積 https://www.hit-u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_2.pdf 研修施設等 https://www.hit-u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_1.pdf 建物配置図 https://www.hit-u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_3.pdf  2 大学が行う学生の修学、進路選択及び学生支援 https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/support/ 法科大学院の教員紹介 https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/professor/ 法律相談クリニック https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/cl
定に当たっての基準に関すること
10       七 校地、校舎等の施設及び設備その他の 学生の教育研究環境に関すること       建物・土地面積 https://www.hit- u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_2.pdf 研修施設等 https://www.hit- u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_1.pdf 建物配置図 https://www.hit- u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_3.pdf         11       八 授業料、入学料その他の大学が徴収す る費用に関すること       ※No25 に記載         12       九 大学が行う学生の修学、進路選択及び 心身の健康等に係る支援に関すること       学生支援 https://www.law.hit- u.ac.jp/lawschool/about/support/         13       第 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学 2 は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育 法第八十三条の二第二項、第九十九条第三 項及び第百八条第五項の規定による専門性 が求められる職業に就いている者、当該職 業に関連する事業を行う者その他の関係者       https://www.law.hit- u.ac.jp/lawschool/professor/ 法律相談クリニック https://www.law.hit- u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/cl
学生の教育研究環境に関すること       https://www.hit-u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_2.pdf 研修施設等 https://www.hit-u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_1.pdf 建物配置図 https://www.hit-u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_3.pdf         11       八 授業料、入学料その他の大学が徴収す 表費用に関すること       ※No25 に記載         12       九 大学が行う学生の修学、進路選択及び 心身の健康等に係る支援に関すること https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/support/ は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育 技術八十三条の二第二項、第九十九条第三 項及び第百八条第五項の規定による専門性 が求められる職業に就いている者、当該職 常に関連する事業を行う者その他の関係者 https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/cl
11       八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること       ※No25 に記載         12       九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること       学生支援 https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/support/         13       第 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学とは、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育項法、所項各号に掲げる事項のほか、学校教育項法、所有各号に掲げる事項のほか、学校教育方法等八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者       は、前項各号に掲げる事項の規定による専門性ない。こ、jp/lawschool/about/curriculum/cl
研修施設等 https://www.hit- u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_1.pdf 建物配置図 https://www.hit- u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_3.pdf  11 八 授業料、入学料その他の大学が徴収す る費用に関すること  12 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び 心身の健康等に係る支援に関すること  13 第 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学 2 は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育 項 法第八十三条の二第二項、第九十九条第三 項及び第百八条第五項の規定による専門性 が求められる職業に就いている者、当該職 業に関連する事業を行う者その他の関係者  研修施設等 https://www.hit- u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_1.pdf 建物配置図 https://www.law.hit- u.ac.jp/lawschool/about/support/ 法律相談クリニック https://www.law.hit- u.ac.jp/lawschool/professor/ 法律相談クリニック https://www.law.hit- u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/cl
https://www.hit-u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_1.pdf 建物配置図
<ul> <li>u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_1.pdf 建物配置図 https://www.hit-u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_3.pdf</li> <li>11 八 授業料、入学料その他の大学が徴収す 表費用に関すること</li> <li>12 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び 心身の健康等に係る支援に関すること https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/support/</li> <li>13 第 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学 は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育 は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育 は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育 は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育 は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育 がまりたりによる専門性 が求められる職業に就いている者、当該職 業に関連する事業を行う者その他の関係者 u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/cl</li> </ul>
建物配置図
https://www.hit-u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_3.pdf
U.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_3.pdf
11       八 授業料、入学料その他の大学が徴収す る費用に関すること       ※No25 に記載         12       九 大学が行う学生の修学、進路選択及び 心身の健康等に係る支援に関すること       学生支援 https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/support/         13       第 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学 法科大学院の教員紹介 https://www.law.hit- は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育 法第八十三条の二第二項、第九十九条第三 項及び第百八条第五項の規定による専門性 が求められる職業に就いている者、当該職
2 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び 学生支援 心身の健康等に係る支援に関すること https://www.law.hit- u.ac.jp/lawschool/about/support/
12九 大学が行う学生の修学、進路選択及び 心身の健康等に係る支援に関すること学生支援 https://www.law.hit- u.ac.jp/lawschool/about/support/13第 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学 は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育 は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育 は、第八十三条の二第二項、第九十九条第三 項及び第百八条第五項の規定による専門性 が求められる職業に就いている者、当該職 特は取りリニック が求められる職業に就いている者、当該職 特はps://www.law.hit- は、律相談クリニック が求められる職業に就いている者、当該職 は、に関連する事業を行う者その他の関係者 u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/cl
心身の健康等に係る支援に関することhttps://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/support/13第 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学 法科大学院の教員紹介2は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育 https://www.law.hit-項 法第八十三条の二第二項、第九十九条第三 項及び第百八条第五項の規定による専門性 が求められる職業に就いている者、当該職 https://www.law.hit-業に関連する事業を行う者その他の関係者 u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/cl
13第 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学 は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育 項 法第八十三条の二第二項、第九十九条第三 項及び第百八条第五項の規定による専門性 が求められる職業に就いている者、当該職 業に関連する事業を行う者その他の関係者法律相談クリニック https://www.law.hit- は、律相談クリニック https://www.law.hit- u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/cl
13 第 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学 法科大学院の教員紹介 2 は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育 https://www.law.hit- 項 法第八十三条の二第二項、第九十九条第三 u.ac.jp/lawschool/professor/ 項及び第百八条第五項の規定による専門性 法律相談クリニック が求められる職業に就いている者、当該職 https://www.law.hit- 業に関連する事業を行う者その他の関係者 u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/cl
2 は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育 https://www.law.hit- 項 法第八十三条の二第二項、第九十九条第三 u.ac.jp/lawschool/professor/
項 法第八十三条の二第二項、第九十九条第三 u.ac.jp/lawschool/professor/ 項及び第百八条第五項の規定による専門性 法律相談クリニック が求められる職業に就いている者、当該職 https://www.law.hit- 業に関連する事業を行う者その他の関係者 u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/cl
項及び第百八条第五項の規定による専門性 法律相談クリニック が求められる職業に就いている者、当該職 https://www.law.hit- 業に関連する事業を行う者その他の関係者 u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/cl
が求められる職業に就いている者、当該職 https://www.law.hit- 業に関連する事業を行う者その他の関係者 u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/cl
業に関連する事業を行う者その他の関係者 u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/cl
との協力の状況についての情報を公表する   inic/
ものとする。 エクスターンシップ
https://www.law.hit-
u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/e
xturnship/
ビジネスロー・コース
https://www.law.hit-
u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/b
usinesslaw/
14   第   大学は、前各項に規定する事項のほか、教育   ※No16 に記載
4 上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び
項 能力に関する情報を積極的に公表するよう
努めるものとする。

	《法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律第5条》			
15	法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育の充実及び将来の法曹と			
	しての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、次に掲げる事項を公表する		でするため、次に掲げる事項を公表するも	
	のとする。			
16		一 当該法科大学院の教育課程並びに当該	https://www.law.hit-	
		教育課程を履修する上で求められる学識及	u.ac.jp/lawschool/exam/e-6/	
		び能力		
17		二 当該法科大学院における成績評価の基	https://www.law.hit-	
		準及び実施状況	u.ac.jp/lawschool/about/	
18		三 当該法科大学院における修了の認定の	https://www.law.hit-	
		基準及び実施状況	u.ac.jp/lawschool/about/	
19		四 当該法科大学院の課程を修了した者の	https://www.law.hit-	
		進路に関する状況	u.ac.jp/lawschool/about/	
20		五 その他文部科学省令で定める事項	※No22~27 に記載	
	《専	『門職大学院設置基準 第20条の7》		
21		連携法第五条第五号の文部科学省令で定め		
		る事項は、次に掲げるものとする。		
22		一 入学者選抜における志願者及び受験者	https://www.law.hit-	
		の数その他入学者選抜の実施状況に関する	u.ac.jp/lawschool/exam/pastexam/	
		こと		
23		二 当該法科大学院に入学した者のうち標	https://www.law.hit-	
		準修業年限以内で修了した者の占める割合	u.ac.jp/lawschool/about/	
		及び年度当初に当該法科大学院に在籍した		
		者のうち当該年度途中に退学した者の占め		
		る割合		
24		三 当該法科大学院が開設する授業科目の	https://www.law.hit-	
		うち基礎科目若しくは応用科目又は選択科	u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/c	
		目として開設するものの名称	ourse/	
25		四 授業料、入学料その他の当該法科大学	https://www.law.hit-	
		院が徴収する費用及び修学に係る経済的負	u.ac.jp/lawschool/about/support/	
0.1		担の軽減を図るための措置に関すること	(A & , L b b )	
26		五 当該法科大学院に入学した者のうち連	(令和4年度から学生受け入れ開始を	
		携法第十条第一号又は第二号に該当してい	予定しているため、該当なし)	
		た者それぞれの占める割合及びこれらの号		
		に該当していた者(当該法科大学院の課程)		
		を修了した者又は同課程に在学する者に限		
		る。)であって、司法試験法(昭和二十四年		
		法律第百四十号)第一条第一項に規定する		

	司法試験(以下単に「司法試験」という。)	
	を受けたもののうち当該試験に合格したも	
	のの占める割合	
27	六 連携法第六条第一項の認定を受けた同	次表参照
	項の法曹養成連携協定(第二十条の八第二	
	項において「認定法曹養成連携協定」とい	
	う。)の目的となる法科大学院(以下「認定	
	連携法科大学院」という。)にあっては、当	
	該認定連携法科大学院に入学した者のうち	
	当該認定連携法科大学院における教育との	
	円滑な接続を図るための大学の課程(以下	
	「認定連携法曹基礎課程」という。)を修了	
	して当該認定連携法科大学院に入学した者	
	の占める割合及び当該認定連携法曹基礎課	
	程を修了して当該認定連携法科大学院に入	
	学した者(当該認定連携法科大学院の課程	
	を修了した者又は同課程に在学する者に限	
	る。)であって、司法試験を受けたもののう	
	ち当該試験に合格したものの占める割合	

# 法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項

No	公表が求められている事項 (法令の条文等抜粋)		公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))	
	《専	門職大学院設置基準 第20条の7》		
1	第	六 連携法第六条第一項の認定を受けた同	(令和 4 年度受入開始のため実績な	
	1	項の法曹養成連携協定(第二十条の八第二	し)	
	項	項において「認定法曹養成連携協定」とい		
		う。)の目的となる法科大学院(以下「認定		
		連携法科大学院」という。)にあっては、当		
		該認定連携法科大学院に入学した者のうち		
		当該認定連携法科大学院における教育との		
		円滑な接続を図るための大学の課程(以下		
		「認定連携法曹基礎課程」という。)を修了		
		して当該認定連携法科大学院に入学した者		
		の占める割合及び当該認定連携法曹基礎課		
		程を修了して当該認定連携法科大学院に入		
		学した者(当該認定連携法科大学院の課程		
		を修了した者又は同課程に在学する者に限		
		る。)であって、司法試験を受けたもののう		

	ち当該試験に合格したものの占める割合		
	《法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン	5 その他法科大学院に求められる事項	
	(1) 法科大学院の教育課程等の公表》		
2	① 教育課程並びに当該教育課程を履修す	法学部法曹コース	
	る上で求められる学識及び能力	https://www.law.hit-	
		u.ac.jp/faculty/lawyer/	
3	② 成績評価の基準及び実施状況	https://www.law.hit-	
		u.ac.jp/lawschool/about/	
4	③ 修了認定の基準及び実施状況	https://www.law.hit-	
		u.ac.jp/lawschool/about/	
5	④ 司法試験法第4条第2項第1号の規定	※令和3年度においては、認定の基準	
	による認定の基準及び実施状況	のみ公表対象	
6	⑤ 修了者の進路に関する状況	https://www.law.hit-	
		u.ac.jp/lawschool/about/	
7	⑥ 志願者及び受験者の数その他入学者選	https://www.law.hit-	
	抜の実施状況に関すること	u.ac.jp/lawschool/exam/pastexam/	
8	⑦ 標準修業年限修了率及び中退率	https://www.law.hit-	
		u.ac.jp/lawschool/about/	
9	⑧ 法律基本科目のうちの基礎科目及び応	https://www.law.hit-	
	用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当す	u.ac.jp/lawschool/wp-	
	る、法科大学院で開設される科目	content/uploads/2022/03/curriculum_	
		tree.pdf	
10	⑨ 授業料等、法科大学院が徴収する費用	https://www.law.hit-	
	や修学に係る経済的負担の軽減を図るため	u.ac.jp/lawschool/about/support/	
	の措置		
11	⑩ 社会人・法学未修者の入学者の割合と	https://www.law.hit-	
	それらの司法試験合格率	u.ac.jp/lawschool/about/	
12	① 文部科学大臣が認定した法曹養成連携	※令和3年度においては、法曹コース	
	協定の目的となる連携法科大学院(以下「認	からの入学者の割合のみ公表対象	
	定連携法科大学院」という。)に入学した者		
	のうち、当該協定の目的となる法曹コース		
	(以下「認定法曹コース」という。) からの		
	入学者の割合とその司法試験合格率		
13	② 在学中受験資格による司法試験の受験	※令和3年度においては、公表対象外	
	者数とその合格率	(在学中受験は令和5年度から実施さ	
		れるため)	

# Ⅱ 自己点検・評価

1. 法科大学院の教育活動の現況【領域1】

#### ≪基準1-1≫ 法科大学院の目的が適切に設定されていること

#### 【評価】S

本報告書「I 法科大学院の現況」「1. 本法科大学院の目的」に記載のとおり、法科大学院の目的は適切に設定されていると評価することができる。

# [分析項目1-1-1] 法科大学院の目的が適切に設定されていること

#### 【評価】 S

本報告書における「I 法科大学院の現況」「1.本法科大学院の目的」に記載のとおり、法科大学院の目的は適切に設定されている。また、法科大学院の目的に応じた適切なディプロマ・ポリシー(本報告書7頁)も設定されている。

#### 【特記事項】

本法科大学院の目的が適切に設定されていると共に、令和3年度においても、以下の個性・特色ある取組を行うことにより、目的を達成するための活動を適切に行っている。

(i) 学生の啓発とキャリア形成支援を主な目的として、定期的に「人権講演会」を実施し、人権擁護のため最前線で精力的な活動をされている学外の実務家の方々の講義を聴講する機会を設けている。令和3年度においても、以下の人権講演会を実施した。

日時	講師	報告題目
令和3年9月22日	永野靖先生	LGBT の法的諸問題

(ii) 国際的な活躍を期待できるビジネスローヤーを育成するために、外国におけるエクスターンシップや外国のロースクールへの短期留学を支援し、法整備支援の一貫としての日本法講師体験などの企画に学生を派遣する体制を整えている。ただし、令和3年度においては、コロナ禍のため中止とせざるを得なかった。また、令和2年度より実施されている一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻との緊密な連携の下で、令和3年度においても以下の国際シンポジウムへの参加案内や英語授業等の提供を行い、参加を推奨した。

企 画	開催日時
一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻	令和3年6月4日、11
フィリピンビジネス法	日、18日、25日、7月
	2日、9日
一橋大学リーガル・イノベーション・フォーラム	令和4年2月23日
国際シンポジウム	
サイバーセキュリティインシデント対応の方と実務 日米の状況	

(iii) 修了生が在学生を密にサポートする体制が整えられており、さらに研究を志す修了生の学 修指導への関与を通じて、若手研究者養成のための好循環が生み出されつつある。令和3年 度においても、このようなサポートの結果、1 名の特任助教が、本学の(専任)講師として 着任した。

# ≪基準 1 - 2 ≫ 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

#### 【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「5. 本法科大学院の教員・職員」に記載のとおり、教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されている。また、法科大学院の運営に必要となる教授会や事務組織も、適切に整備されている。

#### 「分析項目1-2-1]

専任教員大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人数の専任教員並びに兼担及 び兼任教員を配置していること

#### 【評価】 A

専任教員大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らすと、専任教員数は 12 人以上、専任教員 1 人当たりの学生収容定員は 15 人以下であるが、176 名の学生数に対して 24 名の専任教員 (内、実務家・専任教員 1 名、実務家みなし専任教員 4 名)が配置されており、必要な人数の専任教員が配置されている。また、14 名の兼担教員、38 名の兼任教員が配置されており、必要な教育体制が確保できている。

#### 【特記事項】

#### 1. 専任教員

必置専任教員の半数以上が教授であること、年齢構成は60代4名、50代14名、40代6名となっており、非常にバランスのとれたものとなっていることは、特記すべきである。

#### 2. 実務科教員

必置専任教員のうち概ね2割以上 は、専攻分野における概ね5年以上の実務の経験を有している。また、実務家教員はすべて法曹曹経験者で構成されている。さらに、必置実務家教員の3分の2までは、 年間6単位以上の授業を担当し、かつ、教育課程の編成など法科大学院の運営に責任を担っている。

#### 「分析項目1-2-2]

法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議(以下「教授会等」という。)及び専任の長が 置かれ、必要な活動を行っていること

#### 【評価】 A

法科大学院の運営については、法科大学院教授会を中心としつつ、法科大学院が所属する一橋 大学大学院法学研究科の教授会(法学研究科・法学部教授会)及び法学研究科委員会でも審議が 行われる。令和3年度においても下記のとおり開催されており、法科大学院の運営に関する重要 事項を審議する等、必要な活動を行っている。また、法科大学院には法科大学院長が置かれ、法 科大学院の活動を統括している。令和3年度は、石田剛教授が法科大学院長を担当した。

会議等名称	規程上の開催頻度	2021 年度における
五郎(4.774)	が任工。5   加世次及	開催実績
法学研究科・法学部教授会	開催頻度に関する規定はない。	11 回
	(8月、9月を除く月1回が定例)	
法学研究科委員会	開催頻度に関する規定はない。	10 回
	(8月、9月を除く月1回が定例)	
法科大学院教授会	開催頻度に関する規定はない。	11 回
	(8月、9月を除く月1回が定例)	

なお、教授会等に関しては、「国立大学法人一橋大学基本規則」「一橋大学教授会通則」「一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)規則」「一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)管理運営規則」において、組織に関する事項が規定されている。

#### [分析項目1-2-3]

法科大学院の設置者が法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担して いること

#### 【評価】 A

令和3年度においても、定例的な協議を経て、本法科大学院の設置者である国立大学法人一橋 大学から予算が配分されている。また、法科大学院による「学習アドバイザー事業」による法科 大学院修了生との協働と継続的な学習・就職支援体制の構築を提案したところ、事業実施のため の予算(令和3年度学長裁量経費〔大学戦略推進経費分〕)が配分された。

#### [分析項目1-2-4]

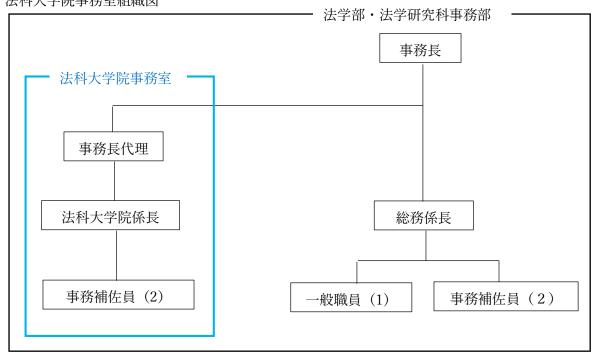
法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体 制が整備され、職員が適切に置かれていること

#### 【評価】 A

「国立大学法人一橋大学事務組織規則」に従い、法科大学院の管理運営を行うために、適切な事務体制が整備されている。具体的には、法学研究科法科大学院事務室には4名の職員(事務長代理1名、他3名で教務を担当)が配置されている。令和3年度は、1名の職員が育児休暇を取得したが、適切に人員が補充された。法科大学院は法学研究科の一専攻という位置づけであるため、庶務及び会計業務は法学研究科事務室が行っている。

また、法科大学院の運営を補助する法科大学院準備室にも、4名の職員が配置されており、法 科大学院教育・運営に関する全般的な支援を行っている。

#### 法科大学院事務室組織図



#### 法科大学院準備室組織図



#### [分析項目1-2-5]

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント(SD)を実施していること

#### 【評価】 A

管理運営に従事する教員の質の向上に寄与するため、法科大学院独自の取り組みとして、FD会議を実施している。令和3年度においても、令和3年7月28日及び令和4年3月23日に、FD会議を実施した。

また、管理運営に従事する教職員の質の向上に寄与するため、大学全体で行われる①メンタル ヘルス研修、②障害を理由とする差別の解消の推進に関する研修、③情報セキュリティ研修、④ 大学将来構想共有セミナーが開催されており、令和3年にも法科大学院の教職員が参加した。

#### ≪基準1-3≫ 法科大学院の教育研究活動に関する情報の公表が適切であること

#### 【評価】 A

法科大学院の教育研究活動に関する情報は、本報告書「I 法科大学院の現況」「7.情報公開」 に記載のとおり、適切に公表されている。

#### [分析項目1-3-1]

法令により公表が求められている事項を公表していること

#### 【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「7. 情報公開」に記載のとおり、法令により公表が求められている事項を公表している。

#### 【特記事項】

令和3年度においては、法定公表情報のうち一部公表されてこなかったものがあったため、必要事項を公表する措置をとった。

#### 「分析項目1-3-2〕

法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表していること

#### 【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「7. 情報公開」に記載のとおり、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表している。

# 2. 法科大学院の教育活動等の質保証【領域2】

≪基準2-1≫ 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

#### 【評価】 A

「一橋大学における教育の質保証に関する要項」・「一橋大学法学部及び法学研究科における教育の質保証に関する要項」・「一橋大学法学部・法学研究科自己点検・評価実施要領」・「一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)管理運営規則」において、教育活動等の状況について自己点検・評価に関する事項が明確に規定されており、自己点検・評価の結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が整えられている。

#### 【特記事項】

令和3年度においては、自己点検・評価体制の更なる充実を実現するために、「一橋大学法学部・法学研究科自己点検・評価実施要領」において法科大学院の自己点検・評価体制について明確に規定した。具体的には、院長(石田教授)を中心に、主要委員会(第三者評価委員会・FD委員会・入試委員会・教務委員会)の主任(水元教授・仮屋教授・本庄教授)によって組織される、

「法科大学院自己点検・評価専門部会」が新たに設置され、そこにおいて各委員会の密接な連携の下で教育の質保証に関する自己点検・評価を行う体制を整えた。

#### 「分析項目2-1-1]

法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及 び向上を図るための体制を整備していること

#### 【評価】 A

法科大学院における教育活動等の質及び学修成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るため、法科大学院長が責任をもって設備一般を整備し、準備室に関しては法科大学院執行部と資料室委員会が、学生支援に関しては法科大学院執行部と学生担当委員会がそれぞれ責任をもって体制を整備し、FD会議、学生アンケート、学生相談等を実施している。

#### 【特記事項】

教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るため、 従来、本法科大学院では、FD 会議、学生アンケート、学生面談を重視して自己点検・評価を行ってきた。こういった地道な取組みによって司法試験の合格率や標準修業年限修了率において卓越した成果をあげてきた。また、教育活動等の状況については、学生アンケートや学生面談の結果を踏まえて、FD 委員会(主任/水元教授、角田教授)を中心に、FD 会議の場において、あるいは、アドホックな方法で、第三者評価委員会・教務委員会・入試委員会・学生支援委員会と情報共有等の連携を図りながら、必要な点検・評価を行ってきた。

令和3年度においても、従来と同様、これらの活動を行った。

#### [分析項目2-1-2]

教育課程連携協議会が設けられていること

#### 【評価】 A

令和元年に教育課程連携協議会が設置され、外部アドバイザーの評価・助言を受けることを契 機とした点検・評価も実施している。

#### 【特記事項】

令和3年度においても、令和3年10月8日に教育課程連携協議会の会議を実施した。「教育課程連携協議会で委員から出された意見を踏まえ、法科大学院執行部メンバー間のメール審議により大規模な修了生アンケートの実施を決定し、アンケートの集計結果を1月の教授会に報告した。またアンケートの分析結果に基づき3月のFD会議及び一橋大学大学院法学研究科法務専攻と一橋大学法学部の法曹養成連携協定に基づく連携委員会において対策を検討した。

さらに、令和4年3月に直近修了生へのアンケートを実施した。集計結果は次年度4月の教授会に報告し、分析結果を今後の対応策の検討に活用する予定である。

#### ≪基準2-2≫ 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、

#### 適切に実施されていること

#### 【評価】 A

教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順について、法科大学院自己点検・ 評価専門部会において決定されている。

#### 【特記事項】

令和4年3月25日開催の令和3年度第1回法科大学院自己点検・評価専門部会において、①自己点検・評価の項目(本報告書に記載の基準及び分析項目)、②自己点検・評価の方法(領域1及び領域5は法科大学院長、領域2はFD委員会主任、領域3は教務委員会主任、領域4は入試委員会主任、により原案を作成し、法科大学院自己点検・評価専門部会で審議を行い、最終的な自己点検・評価を取りまとめるという手順)について、決定された。

#### 「分析項目2-2-1]

自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること

#### 【評価】 A

法科大学院の特性に応じて、法科大学院認証評価と同様の評価項目が設定されている。

#### 「分析項目2-2-2]

自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること

#### 【評価】 A

自己点検・評価に当たっては、例えば、本報告書「I 法科大学院の現況」「6. 学生に関する現況」に記載の数値を用いており、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育状況や教育の成果が分析されている。

#### 「分析項目2-2-3]

自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること

#### 【評価】 A

1年次から2年次への進級判定に際しては、進級試験を実施しており、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果を分析した上で、適切な進級判定を行っている。また、共通到達度試験の結果や、未修者の進級率等を活用して、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果を分析している。

#### 【特記事項】

#### 1. 共通到達度試験の活用

1年次から2年次への進級判定に際しては、年度末の進級試験(5科目、記述式)の合格に加えて、共通到達度確認試験の結果を活用することによって、具体的には、憲法・民法・刑法それぞれにつき最低基準点を設定し、基準に満たないものには再試験を実施することにより、未修者教育の実施状況を点検・評価し、その質保証をより確実なものとしている。

#### 2. 進級試験アンケートの実施

未修者教育の質を確保・強化のため、1年次については進級試験を課すこととしているが、この進級試験については、固有のアンケートを実施することで、進級試験が未修者の教育過程において有意となるような充実策検討のための情報を収集しており、その結果は概ね好評であり、来年度も引き続き実施する方針を維持することにした。

#### ≪基準2-3≫ 法科大学院の目的に即した人材養成がされていること

#### 【評価】S

本法科大学院の修了者の司法試験の合格率は、全国の法科大学院の中でもトップクラスにあり、 修了者の進路等の状況も、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切であり、法科大 学院の目的に即した人材育成が養成されている。

#### 「分析項目2-3-1]

修了者(在学中に司法試験を受験した在学生を含む。)の司法試験の合格状況が、全法科大学院の 平均合格率等を踏まえて適切な状況にあることの状況についての自己点検・評価に基づき教育の改 善・向上の取組が行われていること

#### 【評価】S

令和3年度司法試験の合格率は、法学未修者40.6%、法学既修者65.4%、合計58.2%であり、 全国の法科大学院の中でもトップクラスの合格率であり、適切な状況にあるが、結果を踏まえて、 更なる教育の改善・向上に向けた取組が実施されている。

#### 【特記事項】

令和3年度においては、法学未修者の合格率の更なる上昇に向けて、未修者教育の質の改善及び複数回受験者の学修支援強化のための施策について検討した。

#### 「分析項目2-3-2]

修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること

#### 【評価】 A

本報告書「6.学生に関する現況」「(3)修了者等の現況」に記載のとおり、令和4年2月現在、修了者は多様な法曹として活躍しており、「ビジネス法務に精通した法曹」「国際的な視野をもった法曹」「人権感覚に富んだ法曹」という法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にある。

#### [分析項目2-3-3]

修了者等への調査結果等から、法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

#### 【評価】 A

本報告書「6. 学生に関する現況」「(3) 修了者等の現況」に記載のとおり、令和4年2月現

在、修了者は多様な法曹として活躍しており、専門能力を通じて社会に貢献することのできる法 曹を育てるという本法科大学院の目的に照らして適切な状況にある。

# ≪基準2-4≫ 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組 が行われていること

#### 【評価】 A

FD 会議、学生アンケート、学生面談を通じて自己点検・評価が行われ、教育の改善・向上の 取組が行われている。

#### 【特記事項】

令和4年度以降は、令和3年度に設置された法科大学院自己点検・評価専門部会を通じて、更なる自己点検・評価の拡充が期待される。

令和3年度も昨年度に引き続き加算プログラムにおいて高い評価(総合S評価)を得た。とりわけ①未修者の司法試験合格率、②未修者の標準修了年限内の修了率、③5名以上の修了生が在学生の指導に当たる循環サイクルの順調な運用に関する取組みに対する評価が高かった。

#### 「分析項目2-4-1]

教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること

#### 【評価】 A

学生アンケート・学生面談・FD 会議を通じて、教育活動状況についての自己点検・評価を実施した上で、同じく FD 会議において、必要な対応措置を検討した上で、実施された対応を検証してきた。

#### 【特記事項】

1. 学生アンケート・学生面談・FD 会議の実施

教育の質を確保し、改善・向上を図るため、従来、本法科大学院では、学生アンケート、学生面談を踏まえて、毎年2回FD会議を開催しており、各FD会議においては、各種の情報・問題意識を共有し、必要な対応措置を検討した上で、実施された対応を検証してきた。たとえば、近年では、コロナ禍における遠隔教育の改善・向上が主要なテーマであった。

2. KPI を用いた教育の実施状況・成果の分析

令和元年度からは、司法試験合格率や標準修業年限修了率などを KPI とした教育の実施状況・成果の分析を毎年度行い、その分析結果を踏まえて教育の質の改善・向上に計画的に取り組んできた。たとえば、その取組 1-②は、未修者教育の質を一層改善・向上するための 5 カ年計画であり、毎年度実施される点検・評価を踏まえて当該取組みが検証され、必要があれば対応が図られている。

3. 法科大学院自己点検・評価専門部会の設置 令和3年度には、自己点検・評価体制の更なる拡充のために、法科大学院自己点検・評価専 門部会が設置された。令和4年度以降、自己点検・評価に基づく取組の実施及び実施された取 組の効果の検証は、同専門部会を通じても実施されることとなる。

# ≪基準2-5≫ 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

#### 【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「5. 本法科大学院の教員・職員」に記載のとおり、教員の質の確保がされている。

#### [分析項目2-5-1]

教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること

#### 【評価】 A

「国立大学法人一橋大学教員選考基準」・「国立大学法人一橋大学大学院法学研究科における昇任基準」によって、教員の任用及び承認等における、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等が明確に定められている。

#### [分析項目2-5-2]

法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に 実施していること

#### 【評価】 A

「国立大学法人一橋大学職員就業規則」・「国立大学法人一橋大学教育職員評価実施規程」において、法科大学院の専任教員についても、教員の教育活動及び教育上の志度運用力に関する評価を継続的に行うことが規定されており、令和3年度においても実際に実施された。

#### [分析項目2-5-3]

授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)を組織的に 実施していること

#### 【評価】S

本法科大学院では、教育の質を確保し、維持・向上を図るため、学生アンケート、学生面談を踏まえて、FD 会議を年 2 回開催しており、各 FD 会議においては、各種の情報・問題意識を共有し、対応措置を検討・検証している。令和 3 年度においても、令和 3 年 7 月 28 日、令和 4 年 3 月 23 日に、FD 会議を実施した。

また、金沢大学法科大学院と教育連携を行い、相互の授業参観や試験問題等の検討、合同 FD 会議等を実施している。令和 3 年度においても、令和 4 年 2 月 18 日にオンライン FD 会議を実施した。

#### 【特記事項】

1. 厳格な成績評価

内規に則した厳格な成績評価の必要性については、教授会の場において院長自らがアナウンスすることにより、全教員に対し周知の徹底が図られている。

#### 2. 各授業の到達目標の明確化・適正化

また、各授業科目の到達目標については、とくに必修科目において、いわゆるコアカリキュラムを採用・公開し、シラバスないし授業を通じてその対応関係を示す運用となっている。

さらに、実務家教員と研究者教員との間で、関連する授業科目の到達目標について共通認識を図り、教育の質を確保するため、公法・刑事法では両者による合同授業を開講し、民事法では両者の連携 FD 会議を開催している。

#### 3. 金沢大学法科大学院との連携

教員の教育力をさらに強化する取組みの1つとして、令和元年から、金沢大学法科大学院と 教育連携を行うことで、相互の授業参観や試験問題等の検討、合同FD会議等を実施している。

#### [分析項目2-5-4]

法科大学院の教育を支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること

#### 【評価】 A

教育支援・補助者である学習アドバイザーによる教育の質を確保し、維持・向上をはかるため、 毎年、専任教員との会合を実施し、これにより組織として学習アドバイザーに対する必要な指導 を行う機会を設けている。令和3年度においても、令和4年3月11日に、会合を実施した。

#### 【特記事項】

#### 1. 法律文書作成ゼミでの指導

1年生の随意科目である法律文書作成ゼミでは、修了生が教育支援・補助者として関与しているが、教育の質を確保し、維持・向上をはかるため、専任教員がオーガナイザーを務める体制を採用することによって、組織的に必要な指導を行う機会を設けている。

#### 2. 修了生による学習支援

弁護士アドバイザーゼミは、23人の修了生により合計 176 回実施された。また 3 月に開催した意見交換会の場で法科大学院から新カリキュラム等の基本情報を提供し、要望を伝達した。

修了生ゼミは 13 名の修了生により合計 43 回実施された。指導担当の修了生には法科大学院 執行部・教務委員会より適切な指導が行われるよう、要望を伝達した。

# ≪基準2-6≫ 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うとされている事項が適切に実施されていること

#### 【評価】 A

本法科大学院は一橋大学法学部と法曹養成連携協定を締結しており、連携協定に定められた事項が適切に実施されている。

#### [分析項目2-6-1]

締結している各法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととしている事項が実施

#### されていること

#### 【評価】 A

令和3年度においては、令和4年度入試を実施し、5名の出願者があり、5名を合格とした。また、「一橋大学法学部法曹コース学生による法科大学院科目先行履修実施要項」に基づき、法曹コースに所属する学生に対して、法科大学院授業科目の「行政法 I 」及び「会社法」の履修を認めた。また、一橋大学法学部の求めに応じて、法曹コース開設科目の「会社法」(玉井教授)、「商法総則、商行為、手形小切手」(高橋准教授)、「中国法各論」(但見教授)の授業に法科大学院教員の派遣を行った。

# 【特記事項】

1. 連携協定の変更協定の締結・各要項の策定

令和3年度においては、一橋大学法学研究科法務専攻と一橋大学法学部の法曹養成連携協定の変更協定を締結し、5年一貫型教育選抜の定員を「20名」から「10名(2022年度)、20名(2023年度以降)」に変更した。

また、「一橋大学法学部法曹コース学生による法科大学院科目先行履修実施要項」及び「一橋大学法学部法曹コース出身学生による法科大学院科目既修単位認定実施要項」を策定した。

2. 法曹コース連携委員会の開催

令和3年10月に法学部法曹コースWGの名称を変更して法曹コース連携委員会を設置し、1ヶ月に1回のペースで、法学部とともに会合を開催している。令和4年3月には、一橋大学大学院法学研究科法務専攻と一橋大学法学部の法曹養成連携協定に基づく第1回連携委員会を開催し、令和4年度法曹コース新規登録者等につき審議した。

3. 法曹コース学生に対する支援【優れた取組】

本学法科大学院の修了生である弁護士を特任准教授として採用し、学部の法曹コース学生向け 授業(一橋大学法学部「法律家と現代社会」・「法律実務入門」)をコーディネートし、かつメン ターとしての役割も担っている。

# 3. 教育課程及び教育方法【領域3】

#### ≪基準3-1≫ 学位授与方針が具体的かつ明確であること

#### 【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「3.本法科大学院の3ポリシー」「(1)ディプロマ・ポリシー」記載のとおり、学位授与方針が具体的かつ明確とされている。

#### 【特記事項】

令和3年度では、学位授与方針の更なる明確化・具体化のため、ディプロマ・ポリシーの改定を行った。

#### 「分析項目3-1-1]

学位授与方針を、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること

# 【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「3. 本法科大学院の3ポリシー」「(1) ディプロマ・ポリシー」記載のとおり、法科大学院の目的を踏まえた具体的かつ明確な学位授与方針が策定されている。

#### ≪基準3-2≫ 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

## 【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「3.本法科大学院の3ポリシー」「(2)カリキュラム・ポリシー」記載のとおり、学位授与方針と整合的なカリキュラム・ポリシーが策定されている。

# 【特記事項】

令和3年度では、教育課程方針を改定されたディプロマ・ポリシーと整合的なものとするため、 カリキュラム・ポリシーの改定を行った。

#### 「分析項目3-2-1]

①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的 に示していること

#### 【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「3.本法科大学院の3ポリシー」「(2)カリキュラム・ポリシー」記載のとおり、①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示している。

#### 「分析項目3-2-2]

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

#### 【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「3.本法科大学院の3ポリシー」「(1)ディプロマ・ポリシー」及び「(2)カリキュラム・ポリシー」記載のとおり、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと整合性を有している。

# ≪基準3-3≫ 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること

#### 【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「4.本法科大学院における開講科目一覧」及び「2021年度一橋大学法科大学院学生便覧」(一橋大学法科大学院ウェブサイトで閲覧可能)記載のとおり、段階的かつ体系的に履修をすることができるように授業科目が開講されている。また、各授業科目の内容及び水準についても、シラバス(一橋大学シラバス検索サイトで閲覧可能)で確認することができるとおり、法科大学院にふさわしいものとなっている。

# 「分析項目3-3-1]

法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること

# 【評価】 A

学生が修了するためには、既修コース 65 単位・未修コース 95 単位の履修が必要となるが、本報告書「I 法科大学院の現況」「4.本法科大学院における開講科目一覧」及び「2021 年度一橋大学法科大学院学生便覧」(一橋大学法科大学院ウェブサイトで閲覧可能)記載のとおり、法律基本科目の基礎科目(58 単位)、法律基本科目の応用科目(4 単位)、法律実務基礎科目(14 単位)、基礎法学・隣接科目(23 単位)及び展開・先端科目(86 単位)のそれぞれが開設されており、法科大学院として適切な状況にある。

# [分析項目3-3-2]

法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていること

#### 【評価】 A

法律基本科目については、そのほとんどの科目が履修時期を指定された必修科目として開設されており、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するようにカリキュラムが編成されている。

# 「分析項目3-3-3]

法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目 を履修するよう教育課程が編成されていること

#### 【評価】 A

必修科目として開講されている法律実務基礎科目については、法律基本科目の履修状況に応じた適切な時期に開講されている。

基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目は、2年次(既修1年)及び3年次に選択科目として配置され、学生が法律基本科目の履修状況に応じて、適切な科目を選択することができるカリキュラムとなっている。

#### 「分析項目3-3-4]

展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公 法系)及び国際関係法(私法系)の全てを開設するよう努めていること

#### 【評価】 A

「2021 年度一橋大学法科大学院学生便覧」(一橋大学法科大学院ウェブサイトで閲覧可能)記載のとおり、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)、国際関係法(私法系)の全てを開設している。

# [分析項目3-3-5]

# 当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること

# 【評価】S

本法科大学院は、「ビジネス法務に精通した法曹」「国際的な視野をもった法曹」「人権感覚に富んだ法曹」を要請しようとする人材像として掲げているが、それぞれに対応した授業科目が展開されている。また、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに対応する科目が多数開講されている。

# 【特記事項】

# 1. ビジネスロー・コースの設置【優れた取組】

本法科大学院では、最新のビジネス法務に精通した実務家教員からの指導を受けることができるビジネスロー・コースを設置しており、ビジネス法務に精通した法曹を養成している。令和3年度においても、19名の学生がビジネスロー・コースを履修した。

#### 2. 国際的な視野を育む科目の充実

本法科大学院では、アジア法、英米法、法律英語、国際法、国際経済法、国際人権法、国際私法、国際民事訴訟法、国際取引法、EU法、国際制度論、国際関係学、外国法文献講読 I、外国法文献講読 II といった国際的な視野を育む科目を多数開講し、国際的な視野を持った法曹を養成している。

#### 3. 人権に関する授業科目の開設

本法科大学院では、人権に関する授業科目として憲法 I、公法演習 I、国際人権法及び発展 ゼミ(人権クリニック)を開講し、人権感覚に富んだ法曹を養成している。

# 4. エクスターンシップ・法律クリニックの開講

カリキュラム・ポリシーにある、現実の法的問題の解決に活かせるだけの応用力と創造力とを培うという目的に資するために、2年次自由選択科目として、法律事務所、企業法務部、官庁、民間団体等に学生を派遣し、研修を行わせるエクスターンシップを設置している。また、同様の目的に資するために、2年次自由選択科目として、法律事務所に学生を派遣して、弁護士の行う法律相談に立ち合い、弁護士の指導を受ける法律相談クリニックを設置している。

#### 5. 民事・刑事双方の模擬裁判の開講

カリキュラム・ポリシーにある、現実の法的問題の解決に活かせるだけの応用力と創造力と を培うという目的に資するために、3年次必修科目として、民事・刑事の双方について模擬裁判 を設置している。

#### 6. 法学研究基礎の開講【優れた取組】

カリキュラム・ポリシーにある、現実の法的問題の解決に活かせるだけの応用力と創造力とを培うという目的に資するために、3年次任意科目としてリサーチペーパーを執筆するための法学研究基礎を設置している。法学研究基礎は、リサーチペーパーを執筆するための負担の重い科目でありながら、例年着実に履修者を輩出しており、令和3年度においても3名の学生が履修した。その成果は令和4年3月末刊行の「一橋ローレビュー」第5号に掲載されている。履修者の多くは理論的分析能力を身に付けた法律実務家となっている一方で、博士後期課程に進学したり特任助教に就任したりするなどして研究者になっている者もおり、理論と実務の架

橋を実現している。

# 「分析項目3-3-6]

各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること

# 【評価】 A

シラバス(<u>一橋大学シラバス検索サイト</u>で閲覧可能)で確認することができるとおり、本法科 大学院では、いずれの授業科目についても、段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切 な到達目標を明示している。また、授業内容も到達目標に応じて適切なものとなっている。

#### [分析項目3-3-7]

段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていること

#### 【評価】 A

学生に対しては、段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料として、「2021 年度一橋大学法科大学院学生便覧」(一橋大学法科大学院ウェブサイトで閲覧可能) 及びカリキュラム・ツリー(一橋大学法科大学院ウェブサイトで閲覧可能)を示した。

# ≪基準3-4≫ 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

# 【評価】 S

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに即して、「2021 年度一橋大学法科大学院学生便覧」(一橋大学法科大学院ウェブサイトで閲覧可能)記載の授業科目が、シラバス(一橋大学シラバス検索サイトで閲覧可能)記載のとおり、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法で開講されている。

#### 【特記事項】

1. エクスターンシップ・法律クリニック【優れた取組】

カリキュラム・ポリシーにある、現実の法的問題の解決に活かせるだけの応用力と創造力とを培うという目的に資するために、2年次自由選択科目として、法律事務所等に学生を派遣し、研修を行わせる「エクスターンシップ」を設置している。エクスターンシップの研修先は、企業法務に強い法律事務所を中心に、一般民事事件を中心に扱う法律事務所、企業、官庁、その他民間団体等多岐にわたる。このような「エクスターンシップ」は、自由選択科目ながら、令和3年度においても2年次の学生のほぼ全員が履修したところであり、本法科大学院が目指す法曹養成に大きく寄与している。

また、同様の目的に資するために、2年次自由選択科目として、法律事務所に学生を派遣して、弁護士の行う法律相談に立ち合い、弁護士の指導を受ける「法律相談クリニック」を設置している。「法律相談クリニック」は、公設事務所である多摩パブリック法律事務所の全面的な協力を得て運営されているが、事前指導、研究期間中の集中講義、研修終了後の報告書提出を

課しており、研究先に任せきりにすることなく、法科大学院と研修先の共同実施の体制が構築 されている。

# 2. 民事・刑事双方の模擬裁判の実施【優れた取組】

カリキュラム・ポリシーにある、現実の法的問題の解決に活かせるだけの応用力と創造力とを培うという目的に資するために、3年次必修科目として、民事・刑事の双方について模擬裁判を設置している。「模擬裁判(民事)」、「模擬裁判(刑事)」は、「民事法務基礎」、「民事裁判基礎II」、「刑事実務概論」という実務系科目と同一の担当者により有機的に連関した形で運営されており、理論と実務の連関を実感できるものとなっている。

## 3. 教員間の緊密な連携

カリキュラム・ポリシーにある、現実の法的問題の解決に活かせるだけの応用力と創造力と を培うという目的に資するために、教員間の連携を密にして、授業形態・方法等を法科大学院 に相応しいものとしている。

実務家教員により担われる「民事裁判基礎 I・II」、「民事法務基礎」の教材・授業内容について、研究者教員との間で意見交換会を実施している。令和3年度においても、意見交換会を実施した。

「刑事法演習 II」において、実務家教員と研究者教員が緊密に連携し、教材の選択、進行、成績評価を実施しており、授業自体も多くの回について共同で実施している。令和3年度においても、同様の方法で授業を実施した。

「刑事実務概論」において、研究者歴の長い裁判官出身教員と派遣検察官教員が緊密に連携 し、教材の選択、進行、成績評価を実施し、授業自体も多くの回について共同で実施している。

#### 4.「発展ゼミⅡ(憲法)」における取組

「発展ゼミII (憲法)」では、実際の事件を素材に、訴訟当事者を交えながら、訴訟で用いる 書面作成など実践的な教育を実施している。

#### 「分析項目3-4-1]

授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方 法及び内容が学生に対して明示されていること

#### 【評価】 A

シラバス(<u>一橋大学シラバス検索サイト</u>で閲覧可能)記載のとおり、授業科目の区分、内容及 び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用されている。また、シラバスによって、 授業の方法及び内容が学生に対して明示されている。

#### 【特記事項】

# 1. 法学未修者教育の充実

法学未修者に対しては、法律基本科目の基礎的授業を提供するのみならず、法律文書起案の訓練を行う「法律文書作成ゼミ」や、極めて少人数の受講者に対してインテンシブに法学学修の手ほどきを実施する「導入ゼミ」を開講している。

また、未修者教育を充実させるために、1年次進級要件として、憲法・民法・刑法についての 共通到達度確認試験を受験し、法科大学院教授会が設定する水準の成績を収めること、憲法・ 民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法についての進級試験を受験し、合格することを課している。さらにこれらの試験の不合格者には再試験を実施している。これらによって、厳正な成績評価が実施されている。また、これらの機会を通じて、1年次秋冬学期期末試験受験後に、1年次の総復習を行わせ、2年次の演習科目の受講に備えさせる体制となっている。

なお、同様の目的から、1年次において担任制度を導入し、夏学期末、冬学期末に担任面談を 実施し、学修状況について聴取するとともに、学修指導を実施している。

#### 2. 令和4年度以降のカリキュラムの検討

令和4年度のカリキュラムの検討を行った。司法試験の在学中受験を行わず、法科大学院修了後の受験を目指してじっくりと学修を重ねていきたい学生のニーズに応えるために、3年次秋冬学期に、令和5年度から「公法演習Ⅲ」、「企業法演習Ⅲ」を新設し、それぞれ行政法と商法についてのフォローアップを実施することになっている。ただし、司法試験を在学中に受験しない学生への配慮としてこれで十分かどうかについては、学生の動向も見据えつつ、継続的に検討していく予定である。

#### 「分析項目3-4-2]

授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施 されていること

#### 【評価】 A

授業の方法については、本法科大学院で組織的かつ統一的に作成した方針が記載された「一橋大学法科大学院教員マニュアル 2021年4月版」(非公表資料)が配布され、各教員に、教務上の決定事項、授業の実施までの準備、成績評価の方法等について、周知されている。令和3年度においても、記載された方針に基づき、授業が適切に実施された。

#### 「分析項目3-4-3]

授業の方法について、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮されていること

# 【評価】 A

令和3年度においても、「法律文書作成ゼミ」、「問題解決実践」、「民事法務基礎」、「模擬裁判 (民事)」、「刑事実務概論」、「模擬裁判(刑事)」が開講され、将来の法曹としての実務に必要な 論述の能力を涵養するよう適切に実施されていた。

#### 【特記事項】

#### 1. 未修者教育における論述能力の涵養

未修者教育を充実させるために、1年次において、まったくの法学初学者を対象とした導入ゼミ、法律文書起案の訓練を行う「法律文書作成ゼミ」を設けて、論述能力を涵養する教育を行っている。「法律文書作成ゼミ」は、未修者1年次の段階で起案内容を巡り受講者、教員が討論を行うことにより、起案の重要性、他の学生と共に起案内容を検討することの重要性を意識させている。

# 「分析項目3-4-4]

同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として 50 人 以下となっていること

#### 【評価】 A

本法科大学院は、少人数制(1 学年約 85 名)の法科大学院であり、同時に授業を行う学生数は少人数が基本となっている。2 年次及び 3 年次に必修科目として開設される法律基本科目については、2 クラス開講として、履修人数が 50 名以下となるようにしている。令和 3 年度においても、2 クラス開講により、50 名以下となるようにして授業を実施した。

# 【特記事項】

2年次や3年次を対象とする科目には、受講者数が50人を超すものがある。しかしながら法律基本科目については、すべて2クラス制で開講されており、1授業当たりの受講者数は50人以下となっている。他方、法律基本科目以外の科目では、受講者数が50人を超すものも少数あるがこれらの科目でも最大でも70名程度の少人数教育となっており、十分な教育効果をあげることができている。

# 「分析項目3-4-5]

各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令に則したものとなっている こと

#### 【評価】 A

各授業科目における授業時間の設定は、2単位科目で105分×13回の授業と、1回の期末試験等の実施を基本としており、法令に則したものとなっている。

#### 「分析項目3-4-6]

1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること

#### 【評価】 A

授業期間は、期末試験を含む正規の授業期間(春夏学期、秋冬学期のそれぞれについて 13 週+期末試験期間 1 週)の他に、「模擬裁判」、夏季 (8 月~9 月の 4 週)及び冬季 (1 月~2 月の 5 週)の「エクスターシップ」期間を合算することにより年間 35 週以上確保されている。(別紙 1 「学年暦・授業期間週」を参照。)

#### [分析項目3-4-7]

各授業科目の授業期間が、10週又は15週にわたるものとなっていること。10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、同等以上の十分な教育効果をあげていること

# 【評価】 A

「2021 年度一橋大学法科大学院学生便覧」(<u>一橋大学法科大学院ウェブサイト</u>で閲覧可能)における学年暦に記載されているとおり、2 単位科目で 105 分×13 回の授業と、1 回の期末試験等

の実施を基本として、授業を実施した。全学的に 1 回 105 分の授業を、2 単位科目については 13 回、4 単位科目は 26 回実施するとの一橋大学の教育方針に基づくものであり、教育上の必要があるということができる。また、授業回数の減少に見合うように毎回の授業分数を増加させることで、総授業時間数については、1 回 90 分の授業を 2 単位科目について 15 回実施した場合と同等としている。学生の単位取得状況・標準修業年限での修了率に鑑みても、同等以上の十分な教育効果をあげているといえる。なお、同等以上の十分な教育効果をあげていることは、司法試験の合格実績からも明らかである。

# [分析項目3-4-8]

履修登録の上限設定の制度(CAP制)が設定され、関係法令に適合していること 【評価】 A

「一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)規則」で明示されるように、1年次33単位、2年次36単位、3年次40単位の履修登録の上限が設定されており、関係法令に適合している。

# 「分析項目3-4-9]

早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、社会人学生、法学未修者等、学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して学修指導が行われていること 【評価】 A

特に法学未修者コースに多様なバックグラウンドを持った学生が入学することに鑑み、令和3年度においても、法学未修者コース入学者に対しては担任制度を設け、年2回の面談を実施することによって、多様なバックグラウンドを持った学生に配慮した個別的な学修指導をおこなった。また、法科大学院の学生のうち、夏学期末、冬学期末においてD、F評価が33%以上ある者、または必修科目のGPAが2.0未満である者については、警告対象となり、成績不振者面談を実施することとなっており、令和3年においてもこれを実施した。

その他の学生も含めて、希望をすれば院長面談をする体制を整えており、多様なバックグラウンドを持った学生に配慮して学修指導を行うことができる体制が整えられている。

なお、面談を実施した場合は、面談記録を作成し、必要に応じて教務担当者が確認することにより、配慮を要する学生の情報を共有する体制を取っている。

#### 【特記事項】

1. 令和4年度法曹コース学生の入学への対応

令和4年度に入学する法曹コース出身の学生に対して、学部での学修と法科大学院での学修の相違を意識させ、法科大学院教育の円滑に適応させるために、入学前に実力試験を実施するとともに、入学前ガイダンスを実施した。ただし、法曹コース学生への対応については、実際に学生を受け入れてみた上でなければ不分明な点も多く、2年次への担任制度の導入の可能性を含めて、検討を行っている状況である。

2. 飛び級、早期卒業者への対応

飛び級、早期卒業者が学修指導を希望する場合には、法科大学院長又は院長が指名する教員

と学修相談をすることができる体制を整えている。

≪基準3-5≫ 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が 認定されていること

#### 【評価】 A

カリキュラム・ポリシーに則した公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施されている。

#### 「分析項目3-5-1]

成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること

#### 【評価】 A

本法科大学院の成績評価基準については、「一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院) 規則」において規定されており、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと整合的なものとなっている。

#### 「分析項目3-5-2]

成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の 意義や評価における割合等について学生に周知していること

#### 【評価】 A

一般的な成績評価基準については、「2021 年度一橋大学法科大学院学生便覧」(<u>一橋大学法科</u>大学院ウェブサイトで閲覧可能)で学生に周知した。また、個別の授業科目における成績評価の基準及び成績評価に当たっての平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等については、シラバス(一橋大学シラバス検索サイトで閲覧可能)で学生に周知した。

#### 「分析項目3-5-3]

成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正 に行われていることについて、組織的に確認していること。相対評価方式を採用している場合には、 当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の 学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること

#### 【評価】 A

令和3年度も法科大学院教授会において、成績分布を確認(令和3年度春夏学期成績は10月教授会において、令和3年度秋冬学期成績は2月教授会において、それぞれ確認)することによって、組織的に成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、確認している。

#### 【特記事項】

成績評価については、法務専攻規則 20 条で ABCD 評価の基準を明示している。D 評価は「到達目標に照らし、一定の水準には達しているが、望ましい水準に達するためにはなお努力を要する」と評価される場合に付され、必修科目において、D 評価を一定数以上取得すると進級や修了

ができなくなる仕組みになっている。これにより学生の学習到達度をより丁寧に測定することができる。

#### 「分析項目3-5-4]

追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済措置ではないと認められるよう実施がなされていること

# 【評価】 A

追試験及び再試験の実施に関する事項については、「一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)規則」及び「一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)細則」に実施の詳細が定められている。これらの規則及び細則において、追試験については、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないように配慮されている。再試験についても、不合格者の救済措置としてではなく、学生の実力をより客観的に確認するための追加的な資料を得るための措置として、実施されている。

#### 【特記事項】

再試験の趣旨は、定期試験に合格できる実力を持ちながら、諸般の事情から定期試験の際に実力を発揮できなかった学生の実力をより客観的に測るためのものであり、不合格者を救済するためのものではない。そのため、基本的には定期試験と同様の形式で、定期試験と同レベルの問題を出題している。また、再試験に合格しても D 評価にしかならず、学習到達度の評価においては低く評価されている。

なお、このような再試験の実施の指針については、教員マニュアル等において説明されている とはいえ、令和4年度の教員マニュアルにおいてより明確に記載することが望ましいと考えられ る。

#### [分析項目3-5-5]

成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること

#### 【評価】 A

「2021年度一橋大学法科大学院学生便覧」(一橋大学法科大学院ウェブサイトで閲覧可能)に記載されているとおり、令和3年度においても、成績説明請求制度に基づく学生からの請求を受け付けた。令和3年度春夏学期は5科目で6名からの申請があり、秋冬学期は7科目9名からの申請があり、学生に対して評価の説明を行った。

#### [分析項目3-5-6]

法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定を法令に従い規則等で定めていること 【評価】 A

法学既修者としての認定における単位免除については、「一橋大学大学院法学研究科法務専攻 (法科大学院)規則」で規定している。

# 「分析項目3-5-7]

他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定を法令に従い規 則等で定めていること

#### 【評価】 A

他の大学院において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定については、「一橋大学 大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)規則」・「一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大 学院)細則」・「他大学院における修得単位の認定要綱」・「法曹コース学生による法科大学院科目 先行履修実施要綱」・「法曹コース出身学生による法科大学院科目既修得単位認定実施要綱」で規 定している。

# ≪基準3-6≫ 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了 判定が実施されていること

# 【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「1. 本法科大学院の目的」及び「3. 本法科大学院の3ポリシー」「(1) ディプロマ・ポリシー」に則して、「一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)規則」に修了要件が規定されており、令和3年度においても公正な修了判定が実施された。

#### [分析項目3-6-1]

法科大学院の目的、学位授与方針及び法令に則して、修了要件を組織的に策定していること 【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「1. 本法科大学院の目的」及び「3. 本法科大学院の3ポリシー」「(1) ディプロマ・ポリシー」に則して、「一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院) 規則」に修了要件が規定されている。また、修了判定に関する手続については、「一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)管理運営規則」に規定されている。

学位は、「一橋大学学位規則」に基づき、法学研究科教授会の意見をふまえて学長が授与する。

# [分析項目3-6-2]

修了要件を学生に周知していること

#### 【評価】 A

修了要件について学生に対しては、「2021 年度一橋大学法科大学院学生便覧」(<u>一橋大学法科</u>大学院ウェブサイトで閲覧可能)で周知した。また、新入生ガイダンスにおいても、修了要件については説明を行った。

# 【特記事項】

GPA 要件(必修科目の GPA1.7 以上を修了要件としている)に関する周知徹底及び成績不振者に対する指導を実施している。具体的には、GPA2.0 未満となった学生は警告の対象となり、成績不振者面談を実施し、GPA を向上させる方策について指導を行っている。

#### 「分析項目3-6-3]

修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施していること

#### 【評価】 A

修了認定に関する手続については、「一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)管理 運営規則」に規定されており、令和3年度においても、令和3年度教授会(令和4年2月実施) において、当該規則に則して組織的に実施した。

#### ≪基準3-7≫ 専任教員の授業負担等が適切であること

# 【評価】 A

専任教員の授業負担は、概ね年間 22.0 単位の授業の実施となっており、適切であるということができる。

# [分析項目3-7-1]

法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲内にとどめられていること 別紙2「教員の配置状況」を参照。

#### 「分析項目3-7-2]

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相 当の研究専念期間が与えられるよう努めていること

#### 【評価】 A

専任教員の研究専念期間(サバティカル)については、「一橋大学教員のサバティカル研修に関する規則」に規定されており、制度が整っている。実際、令和3年度においても、1名の専任教員がサバティカルを取得することができた。令和4年度も1名の専任教員が取得する予定である。

#### 【特記事項】

基幹科目を担当する教員がサバティカルを取得できる体制が継続的に実現できている。

# 4. 学生の受入及び定員管理【領域4】

#### ≪基準4-1≫ 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること

#### 【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「3.本法科大学院の3ポリシー」「(3)アドミッション・ポリシー」のとおり、学生受入方針は具体的かつ明確に定められている。

#### 【特記事項】

令和3年度においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの改定に対応する ため、アドミッション・ポリシーについても改定を行った。実質的な変更を加えたわけではない が、記載の方式が「ガイドライン」(平成28年3月31日に中央教育審議会大学分科会大学教育 部会が出したもの) に沿う形になるように、記載の方法を改めた。

# 「分析項目4-1-1]

学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を明確にしていること

#### 【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「3.本法科大学院の3ポリシー」「(3)アドミッション・ポリシー」のとおり、入学者に求める適正及び能力を明確にしている。

# [分析項目4-1-2]

学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価 方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていること

#### 【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「3. 本法科大学院の3ポリシー」「(3) アドミッション・ポリシー」のとおり、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしている。

#### 「分析項目4-1-3]

法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜を実施する場合は、学生受 入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示されていること

#### 【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「3. 本法科大学院の3ポリシー」「(3) アドミッション・ポリシー」のとおり、法学既修者の選抜に関して、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示している。

#### ≪基準4-2≫ 学生の受入が適切に実施されていること

#### 【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「6. 学生に関する現況」に示されるとおり、受入方針に沿った適切な学生の受入が実施されている。

# [分析項目4-2-1]

学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること

#### 【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「3.本法科大学院の3ポリシー」「(3)アドミッション・ポリシー」に対応した受入方法に基づく入学試験(詳細は<u>募集要項</u>で確認可能)を、令和3年度においても公正かつ適正に実施した。

#### 【特記事項】

多様な人材が入学者選抜を受験できるようにするための配慮として、<u>募集要項</u>1頁「1.学生募集人員」の「注1」に記載されているように、法学未修者・法学既修者の別は、志願者の選択によることとしており、「法学既修者コース」を受験する途が、「法学未修者(=他学部・社会人

出身者が念頭にある)」にも開かれている。これによって、「社会人や法学以外を専門とする者など多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮 | している。

# 「分析項目4-2-2]

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行って おり、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること

#### 【評価】 A

法科大学院教授会及び入試委員会において、継続的に、学生の受入状況について検証し、その 結果を入学者選抜の改選に役立てている。

#### 【特記事項】

1. 社会人・他学部出身者の入学を促進する取組

本学では、「社会人・他学部出身者の入学を促進する」(アドミッション・ポリシー2(3)を 参照)観点から、入学者選抜を検証し、入学者選抜を改善するという取組を継続して行ってい る。

2. その他の入学者選抜の改善に向けた取組

「英語による選抜制度の見直し」(「国際的な視野を持った法曹」の養成という本学の養成する法曹像に対応)・「飛び級資格の見直し」についても、継続的に検討を行っている。

# ≪基準4-3≫ 在籍者数及び実入学者が収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること

# 【評価】 A

本報告書「I 本法科大学院の現況」「6.学生に関する現況」に掲げるとおり、在籍者数及び実入学者は収容定員及び入学定員に対して適正な数となっている。

#### 「分析項目4-3-1]

在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと

# 【評価】 A

本報告書「I 本法科大学院の現況」「6.学生に関する現況」に掲げるとおり、在籍者数は、各学年、ほぼ収容定員どおりであり、これを大幅に上回る状況にはなっていない。

#### 「分析項目4-3-2]

収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競 争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること

#### 【評価】 A

本報告書「I 本法科大学院の現況」「6. 学生に関する現況」に掲げるとおり、収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっている。

# 5. 施設、設備及び学生支援等の教育環境【領域5】

≪基準 5 − 1 ≫ 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

#### 【評価】 A

法科大学院の運営に必要な施設及び組織が整備され、有効に活用されている。

#### 「分析項目5-1-1]

法科大学院の運営に必要な施設・設備を法令に基づき整備し、有効に活用していること

#### 【評価】 A

平成 29 年度実施の法科大学院認証評価においても適切であるとされた施設・設備について、 その後も維持されており、令和 3 年度にも特段の変更はなかった。また、各施設・設備は、有効 に活用されていた。

# ≪基準5-2≫ 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言・ 支援が行われていること

#### 【評価】 A

学生に対する学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談、助言、支援のための体制が整っており、実際に支援が行われている。

# 「分析項目5-2-1]

#### 履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われていること

# 【評価】 A

入学者ガイダンス・学習アドバイザー制度・専任教員との面談の制度により、履修指導、学習 相談及び支援の体制を整備しており、令和3年度においても、必要な支援を行った。

#### 【特記事項】

1. 入学者ガイダンス

本法科大学院においては、新入生ガイダンスにおいて、履修指導、学習相談及び支援の体制について学生に対して周知している。令和3年度においても、令和3年4月1日に、ガイダンスを実施した。

2. 学習アドバイザーによるゼミの開講

本法科大学院では、学習アドバイザーによるゼミを開講し、学生が学習相談を行うことができる体制を整えている。令和 3 年度においても、ゼミは開講され、学生は学習アドバイザーに 学習相談をすることができた。

3. 法科大学院教員との面談

「2021 年度一橋大学法科大学院学生便覧」(<u>一橋大学法科大学院ウェブサイト</u>で閲覧可能)で学生に周知されているとおり、本法科大学院ではオフィスアワー制度が設けられており、学生が学習相談をすることができる体制が整っている。

また、未修者・1年次の学生に対しては、担任制度が採用されており、年2回、面談を実施することで、履修指導、学修相談等を行う体制が整っている。

更に、成績不振者に対しては、院長又は院長が指名する者による面談が実施されることとなっており、履修指導、学修相談の機会を提供している。

令和3年度においても、これらの教員との面談が実施された。なお、コロナ禍の影響で、面談は基本的にオンライン形式で実施された。

# 「分析項目5-2-2]

学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること 【評価】 A

学生支援体制(<u>一橋大学法科大学院ウェブサイト</u>で閲覧可能)としては、一橋大学の全学的な支援体制を法科大学院も利用可能であり、学生の生活、経済に関しては、学生支援センター・学生相談室、障害学生支援室での相談が可能となっている。また、保健センターで、学生に対するカウンセリング・健康相談も行っている。

法科大学院における独自の支援体制としても、学生はオフィスアワーや院長面談を利用して、専任教員に対して相談・助言を求めることも可能である(特に、学生が生活等についてどこに相談すべきか分からない場合に、最初の窓口として、授業で接している専任教員に相談することが可能である)。進路に関しても、学習アドバイザーやキャリアアドバイザーに対して、相談することが可能となっている。

また、これらの学生支援体制については、上記ウェブサイトの他、新入生ガイダンスにおいても、周知がされている。

# [分析項目 5 - 2 - 3]

各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること

#### 【評価】 A

学生支援体制(<u>一橋大学法科大学院ウェブサイト</u>で閲覧可能)としては、一橋大学の全学的な支援体制を法科大学院も利用可能であり、各種ハラスメントに関しては、ハラスメント相談室での相談が可能となっている。一橋大学では、「国立大学法人一橋大学ハラスメントの防止等に関する規則」・「一橋大学ハラスメント対策委員会規則」・「国立大学法人一橋大学ハラスメント相談室細則」・「国立大学法人一橋大学ハラスメント調停員及びハラスメント調査委員会に関する細則」を定め、被害者・相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されている。

# Ⅲ 自己点検・評価の分析

# 1. 自己点検・評価の一覧

領域	評価基準	分析項目	分析項目	評価基準
[ [ [ ] ]	計価基準	刀机 項目	評価	評価
1. 法科大	1-1. 法科大学	1-1-1. 法科大学院の目的が適切に設	S	S
学院の教	院の目的が適	定されていること		
育活動等	切に設定されて			
の現況	いること			
	1-2. 教育活動	1-2-1. 大学院設置基準等各設置基準	А	А
	等を展開する上	及び告示に照らして、必要な人数の専任		
	で必要な教員等	教員並びに兼担及び兼任教員を配置し		
	が適切に配置さ	ていること		
	れているととも			
	に、必要な運営	1-2-2. 法科大学院の運営に関する重	А	
	体制が適切に	要事項を審議する会議(以下「教授会		
	整備されている	等」という。)及び専任の長が置かれ、必		
	こと	要な活動を行っていること		
		1-2-3. 法科大学院の設置者が法科大	А	
		学院の意見を聴取して、法科大学院の		
		運営に必要な経費を負担していること		
		1-2-4. 法科大学院の管理運営を行う	А	
		ために、法科大学院の設置形態及び規		
		模等に応じて、適切な事務体制が整備さ		
		れ、職員が適切に置かれていること		
		1-2-5. 管理運営に従事する教職員の	А	
		能力の質の向上に寄与するため、スタッ		
		フ・ディベロップメント(SD)を実施してい		
		ること		
	1-3. 法科大学	1-3-1. 法令により公表が求められてい	А	А
	院の教育研究	る事項を公表していること		
	活動等に関する			
	情報の公表が	<u></u> 1-3-2. 法曹養成連携協定を締結して	A	
	適切であること	いる場合は、法曹養成連携協定に関連	11	
		して法令により公表が求められている事		
		項を公表していること		
		ACAMO ( DCC		

	ı			1
2. 法科大	2-1. 教育活動	2-1-1. 法科大学院における教育活動	А	А
学院の教	等の状況につい	等の質及び学生の学習成果の水準につ		
育活動等	て自己点検・評	いて、継続的に維持、改善及び向上を		
の質保証	価し、その結果	図るための体制を整備していること		
	に基づき教育活			
	動等の質の維	2-1-2. 教育課程連携協議会が設けら	А	
	持、改善及び向	れていること		
	上に継続的に			
	取り組むための			
	体制が明確に			
	規定されている			
	ے کے			
	2-2. 教育活動	2-2-1. 自己点検・評価を実施するため	А	А
	等の状況につい	の評価項目が適切に設定されていること		
	て自己点検・評			
	価を行うための	2-2-2. 自己点検・評価に当たっては、	A	
	手順が明確に	具体的かつ客観的な指標・数値を用い	11	
	規定され、適切	て教育の実施状況や教育の成果が分析		
	に実施されてい	されていること		
	ること	2-2-3. 自己点検・評価に当たっては、	A	
		共通到達度確認試験の成績等も踏ま	7.1	
		え、法学未修者に対する教育の実施状		
	2-3. 法科大学		S	S
	この日的に則し	数した在学生を含む。)の司法試験の合	ა	S
	た人材養成がな	格状況が、全法科大学院の平均合格率		
	されていること	等を踏まえて適切な状況にあること	Δ	
		2-3-2. 修了者の進路等の状況が、法	А	
		科大学院が養成しようとする法曹像を踏		
		まえて適切な状況にあること		
		2-3-3. 修了者等への調査結果等から、	А	
		法科大学院の目的に則した人材養成が		
		なされていること		

	2-4. 教育活動	2-4-1. 教育活動等の状況についての	A	А
	2 4. 教育品勤	自己点検・評価の結果を踏まえて決定さ	77	11
	での自己点検・	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1		
	評価に基づき教	画に基づいて取組がなされ、実施された		
	育の改善・向上	取組の効果が検証されていること		
	の取組が行われ	以前の対大ができませんでいること		
	ていること		Δ.	Δ.
	2-5. 教員の質	2-5-1. 教員の任用及び昇任等に当た	А	А
	を確保し、さらに	って、教育上、研究上又は実務上の知		
	教育活動を支援	識、能力及び実績に関する判断の方法		
	又は補助する者	等を明確に定め、実際にその方法によっ		
	も含め、その質	て任用、昇任させていること		
	の維持及び向	2-5-2. 法科大学院の専任教員につい	А	
	上を図っている	て、教員の教育活動及び教育上の指導		
	こと	能力に関する評価を継続的に実施して		
		いること		
		2-5-3. 授業の内容及び方法の改善を	S	
		図るためのファカルティ・ディベロップメン		
		ト(FD) を組織的に実施していること		
		2-5-4. 法科大学院の教育を支援又は	А	
		補助する者に対して、質の維持、向上を		
		図る取組を組織的に実施していること		
	2-6. 法科大学	2-6-1. 締結している各法曹養成連携協	А	А
	院が法曹養成	定に基づいて、当該法科大学院が行うこ		
	連携協定に基	ととしている事項が実施されていること		
	づいて行うことと			
	されている事項			
	が適切に実施さ			
	れていること			
3. 教育課	3-1. 学位授与	3-1-1. 学位授与方針を、法科大学院の	A	А
程及び教	方針が具体的	目的を踏まえて、具体的かつ明確に策		
育方法	かつ明確である	定していること		
	こと			
		3-2-1. ①教育課程の編成の方針、②	A	A
	方針が、学位授	教育方法に関する方針、③学習成果の		
	与方針と整合的	評価の方針を明確かつ具体的に示して		
	であること	いること		
		3-2-2. 教育課程方針が学位授与方針	A	
		0 2 2. 次月环注刀町が予旦汉子刀町	/7	

3-3. 教育課程 3-3-1. 法律基本科目の基礎科目、法 A		と整合性を有していること		
接与方針及び 教育課程方針 に則しており、 段階的かつ体 系的であり、授 業科目が法科 大学院にふさわ しい内容及び水 準であること  10、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目を履修するよう教育課程が編成されていること  10、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目を履修するよう教育課程が編成されていること  10、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目を履修するよう教育課程が編成されていること  10、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目を履修するよう教育課程が編成されていること  10、法律実務基礎科目として、倒産法、租稅法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)及び国際関係法(私法系)の全てを開設するよう努めていること  10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、1	3-3. 教育課程	3-3-1. 法律基本科目の基礎科目、法	А	А
数有課程方針 に則しており、 段階的かつ体  素的であり、授 業科目が法科 大学院にふさわ しい内容及び水 準であること  一であること  「であること  「であること	の編成が、学位	律基本科目の応用科目、法律実務基礎		
に則しており、	授与方針及び	科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先		
段階的かつ体	教育課程方針	端科目のそれぞれについて、課程の修		
系的であり、授業科目が法科 大学院にふさわ しい内容及び水準であること  3-3-3. 法律基本科目の履修状況に応いて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること  3-3-4. 展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)及び国際関係法(私法系)の全でを開設するよう努めていること  3-3-5. 当該法科大学院が養成しようといること  3-3-6. 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること  3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実	に則しており、	了要件に照らして適当と認められる単位		
業科目が法科 大学院にふさわ しい内容及び水 準であること  3-3-3. 法律基本科目の履修状況に応 じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること  3-3-4. 展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)及び国際関係法(私法系)の全でを開設するよう努めていること  3-3-5. 当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること  3-3-6. 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること  3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実	段階的かつ体	数以上の授業科目が開設されていること		
大学院にふさわ しい内容及び水 準であること  3-3-3. 法律基本科目の履修状況に応 じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣 接科目及び展開・先端科目を履修するよ う教育課程が編成されていること  3-3-4. 展開・先端科目として、倒産法、 租税法、経済法、知的財産法、労働法、 環境法、国際関係法(公法系)及び国際 関係法(私法系)の全てを開設するよう努 めていること  3-3-5. 当該法科大学院が養成しようと する人材像に即した授業科目が展開さ れていること  3-3-6. 各授業科目について、到達目標 が明示され、それらが段階的及び体系的 な授業科目の履修の観点から適切な水 準となっており、また、到達目標に適した 授業内容となっていること  3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実 A	系的であり、授	3-3-2. 法律基本科目について、基礎科	А	
しい内容及び水 準であること  3-3-3. 法律基本科目の履修状況に応 じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣 接科目及び展開・先端科目を履修するよ う教育課程が編成されていること  3-3-4. 展開・先端科目として、倒産法、 租税法、経済法、知的財産法、労働法、 環境法、国際関係法(公法系)及び国際 関係法(私法系)の全てを開設するよう努 めていること  3-3-5. 当該法科大学院が養成しようと する人材像に即した授業科目が展開さ れていること  3-3-6. 各授業科目について、到達目標 が明示され、それらが段階的及び体系的 な授業科目の履修の観点から適切な水 準となっており、また、到達目標に適した 授業内容となっていること  3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実 A	業科目が法科	目を履修した後に応用科目を履修するよ		
準であること  2-3-3-6. 法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること  3-3-4. 展開・先端科目として、倒産法、 A 租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)及び国際関係法(私法系)の全てを開設するよう努めていること  3-3-5. 当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること  3-3-6. 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること  3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実 A	大学院にふさわ	う教育課程が編成されていること		
準であること じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること 3-3-4. 展開・先端科目として、倒産法、 A 租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)及び国際関係法(私法系)の全てを開設するよう努めていること 3-3-5. 当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること 3-3-6. 各授業科目について、到達目標れていること 3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実 A	しい内容及び水	3-3-3. 法律基本科目の履修状況に応	A	
接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること  3-3-4. 展開・先端科目として、倒産法、 租税法、経済法、知的財産法、労働法、 環境法、国際関係法(公法系)及び国際 関係法(私法系)の全てを開設するよう努めていること  3-3-5. 当該法科大学院が養成しようと する人材像に即した授業科目が展開されていること  3-3-6. 各授業科目について、到達目標 が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること  3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実  A	準であること	. ,, , ,,		
う教育課程が編成されていること  3-3-4. 展開・先端科目として、倒産法、 租税法、経済法、知的財産法、労働法、 環境法、国際関係法(公法系)及び国際 関係法(私法系)の全てを開設するよう努 めていること  3-3-5. 当該法科大学院が養成しようと する人材像に即した授業科目が展開されていること  3-3-6. 各授業科目について、到達目標 が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること  3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実  A				
租税法、経済法、知的財産法、労働法、 環境法、国際関係法(公法系)及び国際 関係法(私法系)の全てを開設するよう努 めていること 3-3-5. 当該法科大学院が養成しようと する人材像に即した授業科目が展開さ れていること 3-3-6. 各授業科目について、到達目標 が明示され、それらが段階的及び体系的 な授業科目の履修の観点から適切な水 準となっており、また、到達目標に適した 授業内容となっていること 3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実 A				
租税法、経済法、知的財産法、労働法、 環境法、国際関係法(公法系)及び国際 関係法(私法系)の全てを開設するよう努 めていること 3-3-5. 当該法科大学院が養成しようと する人材像に即した授業科目が展開さ れていること 3-3-6. 各授業科目について、到達目標 が明示され、それらが段階的及び体系的 な授業科目の履修の観点から適切な水 準となっており、また、到達目標に適した 授業内容となっていること 3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実 A		3-3-4. 展開・先端科目として、倒産法、	A	
環境法、国際関係法(公法系)及び国際 関係法(私法系)の全てを開設するよう努めていること 3-3-5. 当該法科大学院が養成しようと S する人材像に即した授業科目が展開されていること 3-3-6. 各授業科目について、到達目標 A が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること 3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実 A		, , ,, , ,		
関係法(私法系)の全てを開設するよう努めていること 3-3-5. 当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること 3-3-6. 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること 3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実 A		, , = , , , = , , , , , , , , , , , , ,		
めていること 3-3-5. 当該法科大学院が養成しようと する人材像に即した授業科目が展開されていること 3-3-6. 各授業科目について、到達目標 A が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること 3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実 A				
する人材像に即した授業科目が展開されていること 3-3-6. 各授業科目について、到達目標 A が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること 3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実 A				
れていること 3-3-6. 各授業科目について、到達目標 A が明示され、それらが段階的及び体系的 な授業科目の履修の観点から適切な水 準となっており、また、到達目標に適した 授業内容となっていること 3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実 A			S	
3-3-6. 各授業科目について、到達目標 が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること 3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実 A		   する人材像に即した授業科目が展開さ		
が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること 3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実 A		れていること		
な授業科目の履修の観点から適切な水 準となっており、また、到達目標に適した 授業内容となっていること 3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実 A		3-3-6. 各授業科目について、到達目標	A	
準となっており、また、到達目標に適した 授業内容となっていること 3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実 A		が明示され、それらが段階的及び体系的		
授業内容となっていること 3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実 A		な授業科目の履修の観点から適切な水		
3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実 A		   準となっており、また、到達目標に適した		
		授業内容となっていること		
施されていることが容易に確認できる資		3-3-7. 段階的かつ体系的な教育が実	A	
		   施されていることが容易に確認できる資		
料が学生に示されていること		料が学生に示されていること		
3-4. 学位授与 3-4-1. 授業科目の区分、内容及び到 A A	3-4. 学位授与	3-4-1. 授業科目の区分、内容及び到	А	А
方針及び教育 達目標に応じて、適切な授業形態、授業	方針及び教育	達目標に応じて、適切な授業形態、授業		
課程方針に則し 方法が採用され、授業の方法及び内容	課程方針に則し	方法が採用され、授業の方法及び内容		
て、法科大学院 が学生に対して明示されていること	て、法科大学院	が学生に対して明示されていること		
にふさわしい授 3-4-2. 授業の方法について組織的に A	にふさわしい授	3-4-2. 授業の方法について組織的に	А	
業形態及び授 統一された方針が策定されており、その	業形態及び授	統一された方針が策定されており、その		
業方法が採用さ 方針に基づき、授業が実施されているこ	業方法が採用さ	方針に基づき、授業が実施されているこ		
れていることと	れていること	ح		

	3-4-3. 授業の方法について、将来の法	А	
	曹としての実務に必要な論述の能力を		
	涵養するよう適切に配慮されていること		
	3-4-4. 同時に授業を行う学生数は少人	А	
	数が基本とされ、特に法律基本科目につ		
	いては原則として 50 人以下となっている		
	こと		
	3-4-5. 各授業科目における授業時間	А	
	の設定が、単位数との関係において法		
	令に則したものとなっていること		
	3-4-6. 1年間の授業を行う期間が原則	А	
	として 35 週にわたるものとなっていること		
	3-4-7. 各授業科目の授業期間が、10	А	
	週又は 15 週にわたるものとなっているこ		
	と。10 週又は 15 週と異なる授業期間を		
	設定する場合は、教育上の必要があり、		
	同等以上の十分な教育効果をあげてい		
	ること		
	3-4-8. 履修登録の上限設定の制度(C	А	
	AP制)が設定され、関係法令に適合して		
	いること		
	3-4-9. 早期卒業して入学する者、飛び	А	
	入学者、他の法科大学院からの転入学		
	者、社会人学生、法学未修者等、学生が		
	多様なバックグラウンドを持っていること		
	に配慮して学修指導が行われていること		
3-5. 教育課程	3-5-1. 成績評価基準を、学位授与方	А	А
方針に則して、	針及び教育課程方針に則して定められ		
公正な成績評	ている学習成果の評価の方針と整合性		
価が客観的か	をもって、法科大学院として策定している		
つ厳正に実施さ	こと		
れ、単位が認定	3-5-2. 成績評価基準を学生に周知して	A	
されていること	いること。成績評価に当たり、平常点等		
	の試験以外の考慮要素の意義や評価に		
	おける割合等について学生に周知して		
	いること		

		3-5-3. 成績評価基準及び当該科目の	А	
		到達目標に則り各授業科目の成績評価		
		や単位認定が客観的かつ厳正に行われ		
		ていることについて、組織的に確認して		
		いること。相対評価方式を採用している		
		場合には、当該法科大学院が設定して		
		いる評価の割合に関する方針に合致し		
		ているか否かだけでなく、学生の学習到		
		達度も考慮して成績評価が行われている		
		ことを確認する仕組みとなっていること		
		3-5-4. 追試験を実施する場合には、受	А	
		験者が不当に利益又は不利益を受ける		
		ことのないよう配慮されていること、また、		
		再試験を実施する場合には、不合格者		
		の救済措置ではないと認められるよう実		
		施がなされていること		
		3-5-5. 成績に対する異議申立て制度を	A	
		組織的に設けていること		
		3-5-6. 法学既修者としての認定におけ	A	
		る単位の免除に関する規定を法令に従	11	
		い規則等で定めていること		
		3-5-7. 他の大学院等において修得した	A	
		単位や入学前の既修得単位等の認定に	7 1	
		関する規定を法令に従い規則等で定め		
		ていること		
			A	A
		3-6-1. 法科大学院の目的、学位授与 方針及び法令に則して、修了要件を組	А	А
	院の目的及び	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	学位授与方針	織的に策定していること		
	に則して修了要	3-6-2. 修了要件を学生に周知している	A	
	件が策定され、	تان مان المان الم	* *	
	公正な修了判	3-6-3. 修了の認定を、修了要件に則し	A	
	定が実 施され	て組織的に実施していること	7 1	
	ていること			
;	3-7. 専任教員	3-7-1. 法科大学院の専任教員の授業	А	А
	の授業負担等	負担が適正な範囲内にとどめられている		
:	が適切であるこ	こと		
	と	3-7-2. 法科大学院の専任教員には、そ	A	
		の教育上、研究上及び管理運営上の業		

		績に応じて、数年ごとに相当の研究専念		
		期間が与えられるよう努めていること		
4. 学生の	4-1. 学生受入	4-1-1. 学生受入方針において、入学者	A	A
,	, , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	А	А
受入及び	方針が具体的	に求める適性及び能力を明確にしている		
定員管理	かつ明確に定め			
	られていること	4-1-2. 学生受入方針において、入学者	А	
		に求める適性及び能力を評価し判定す		
		るために、どのような評価方法で入学者		
		選抜を実施するのかを明確にしているこ		
		٤		
		4-1-3. 法学既修者の選抜及び認定連	А	
		携法曹基礎課程修了者を対象とする選		
		抜を実施する場合は、学生受入方針に		
		おいて、法学に関してどの程度の学識を		
		求めるかについて明確に示されているこ		
		ک		
	4-2. 学生の受	4-2-1. 学生受入方針に沿って、受入方	А	А
	入が適切に実	法を採用しており、公正かつ適正に実施		
	施されていること	していること		
		4-2-2. 学生受入方針に沿った学生の	А	
		受入が実際に行われているかどうかを検		
		証するための取組を行っており、その結		
		果を入学者選抜の改善に役立てている		
		<u> ح</u> ك		
	4-3. 在籍者数	4-3-1. 在籍者数が収容定員を大幅に	A	А
	及び実入学者	上回っていないこと		
	   数が収容定員	<u>4-3-2. 収容定員に対する在籍者数の</u>	A	
	及び入学定員	4-3-2. 収谷足貝に対する住籍有級の    割合、入学定員に対する実入学者数の	Λ	
	に対して適正な			
	数となっているこ	割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適工な割合、規模又は依案はなって		
	ا کا ا	が、適正な割合、規模又は倍率となって		
		いること	-	
5. 施設、	5-1. 法科大学	5-1-1. 法科大学院の運営に必要な施	А	А
設備及び	院の運営に必	設・設備を法令に基づき整備し、有効に		
学生支援	要な施設及び	活用していること		
等の教育	設備が整備さ			
環境	れ、有効に活用			
	されていること			
	5-2. 学生に対	5-2-1. 履修指導、学習相談及び支援	А	А

して、学習、生	の体制を整備し、必要な支援が行われて		
活、経済、進	いること		
路、ハラスメント	5-2-2. 学生の生活、経済、進路に関す	А	
等に関する相	る相談・助言体制を整備し、必要な支援		
談•助言、支援	が行われていること		
が 行われてい	5-2-3. 各種ハラスメントに関して、被害	А	
ること	者又は相談者の保護が確保された組織		
	的な体制が構築されていること		

注) 年次報告書は 2020 年度版、その他の資料は 2021 年度版に基づき、自己点検・評価を実施した。評価項目は、一橋大学法学部・法学研究科自己点検・評価実施要領の定めに基づく。

# 2. 自己点検・評価を踏まえた対応措置及び実施計画

# (1) 令和3年度の主な対応措置

多くの評価基準に関連する事項であるが、令和3年度においては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを改定し、より分かりやすいものとした。

評価基準 1-3 (法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること) について、 令和 3 年度中に、次のとおり改善のための措置を行った。

- 修了者数及び進路に関する情報公開をウェブサイトにて開始した。
- 教員紹介のサイトで、一部の教員の情報公開量が少ないため、該当教員について加筆を促 した。
- 成績評価基準、修了認定基準等は、学生には周知されているがウェブサイト等による一般 への公表がなかったため、ウェブサイトを改修し情報公開を行った。
- 未修者及び社会人の標準就業年限内修了者数、司法試験合格率等に関する情報公開をウェブサイトにて開始した。

また、評価基準2-1 (教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること)について、自己点検・評価の更なる向上のために、法科大学院自己点検・評価専門部会を設置した。

#### (2) 令和 4 年度の対応措置の実施計画

令和4年度には、法科大学院自己点検・評価専門部会の検討を踏まえた改善を行うと共に、同部会を中心として、継続的な自己点検・評価を実施することで、令和2年度以前にも適切に行われていた自己点検・評価の更なる活用が求められる。

分析項目 3-3-4 (追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済措置ではないと

認められるよう実施がなされていること)に関し、再試験の趣旨については、令和4年4月版の 教員マニュアルにおいてより明確に記載し、更なる周知徹底を行うことが望まれる。

また、分析項目 5-2-2(学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること)に関し、キャリアアドバイザーによる支援を一層充実させることも望まれる。

以上のとおり報告します。

法科大学院自己点検•評価専門部会

石田 剛

水元 宏典

仮屋 広郷

本庄 武

# 別紙

# 1. 学年暦・授業期間週

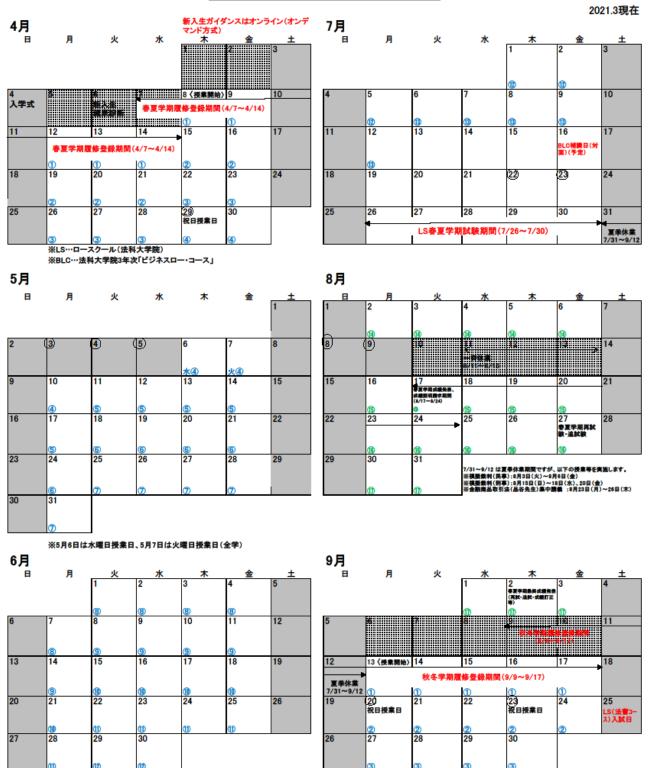
# 2021年度法科大学院学年暦

2021.3現在

		2021. 3現在
	新入生全研究科合同ガイダンス	※オンライン(オンデマンド方式)で実施
	法科大学院新入生ガイダンス	※オンライン(オンデマンド方式)で実施
	法科大学院IT講習会	4月 2日 (金)
	入学式	4月 4日 (日)
4	健康診断(新入生)	4月 6日 (火)
	健康診断(在学生)	4月 7日 (水) ~ 4月 8日 (木)
	春夏学期履修登録期間	4月 7日 (水) ~ 4月14日 (水)
	春夏学期授業開始	4月 8日 (木)
	祝日授業日	4月29日 (木)
_	※振替日:水曜授業日	5月 6日 (木)
5	※振替日:火曜授業日	5月 7日 (金)
	春夏学期対面式補講日(ビジネスロー・コースのみ)	7月16日 (金) 予定
	春夏学期オンライン試験日	7月21日 (水) 、7月23日 (金)
7	春夏学期試験期間	7月26日 (月) ~ 7月31日 (金)
l	夏季 授業休業期間	7月31日 (土) ~ 9月12日 (日)
	法科大学院オープンキャンパス	7月24日 (土) 予定
$\vdash$	<b>  公件人手院オーノンキャンバ人</b>  2年次自由選択科目 エクスターンシップ 夏期	7月24日 (エ) 予定 8月~9月 (各自の日程による)
I	2年次閏日選択科日 エンスターンシップ 夏州 2年次選択科目 信託法(夏期集中講義)	担当教員指定の日程による
I	3年次必修科目 模擬裁判(民事・刑事)(夏期集中講義) 3年次選択科目 金融商品取引法(夏期集中講義)	担当教員指定の日程による担当教員指定の日程による
8	(全学) 一斉休業	担当教員指定の日程による 8月11日 (水) ~ 8月13日 (金)
	春夏学期試験結果・成績発表	8月17日(火)
	春夏学期成績説明請求期間	8月17日(火)~8月24日(火)※
<u> </u>	春夏学期再試験・追試験	8月27日 (金)
	春夏学期科目試験最終成績発表 (機擬裁判、エクスターンシップは、別途発表となる場合があります。)	9月 2日 (木)
	秋冬学期履修登録期間	9月 9日 (木) ~ 9月17日 (金)
9	秋冬学期授業開始日	9月13日 (月)
	2年次自由選択科目 法律相談クリニック	9月~1月(担当教員指定の日程による。)
	祝日授業日	9月20日(月)、9月23日(木)
	創立記念日	9月24日(金) ※授業日
10	エクスターンシップ夏期 成績発表	10月 6日 (水) 予定
	一橋祭	11月19日(金)~11月21日(日)予定
-11	授業休業日	11月19日(金)
L	祝日授業日 ※振替日:金曜授業日	11月23日 (火)
	秋冬学期対面式補講日(ビジネスロー・コースのみ)	12月17日(金)予定
12	LS秋冬学期試験期間	12月20日 (月) ~ 12月24日 (金)
12	LS冬・春季 授業休業期間	12月25日(土)~3月31日(木)
L	冬季 授業休業期間(大学院全体) ※LSは別日程	12月25日 (水) ~ 1月 3日 (月)
	2年次自由選択科目 エクスターンシップ 冬期	1月~2月(各自の日程による)
1	LS共通到達度確認試験 (1・2年次対象)	1月 9日 (日)
Ι'	秋冬学期通年科目試験結果・成績発表	1月18日 (火)
I	秋冬学期成績説明請求期間(通年科目含む。)	1月18日 (火) ~ 1月25日 (火) ※
	秋冬学期再試験・追試験	2月 1日 (火)
	秋冬学期試験最終成績発表 (エクスターンシップ、法律相談クリニックは、別途発表となる場合があります。)	2月 4日 (金)
I	春季 授業休業期間(大学院全体)※LSは別日程	2月 5日 (土) ~3月 6日 (日) 、3月26日 (土) ~3月31日 (木)
2	1年次進級試験	2月 8日 (火)
l	同・成績発表	2月14日 (月)
I	1年次進級試験再試験・追試験	2月18日 (金)
I	同・成績発表	2月21日 (月)
I	エクスターンシップ冬期、法律相談クリニック 成績発表	2月25日(金)予定
3	学位記授与式(修了式)	3月18日(金)
v	T 100 HILLS T 200 / 100 1 200 /	7/11年 (里/

※土日祝日を除く。

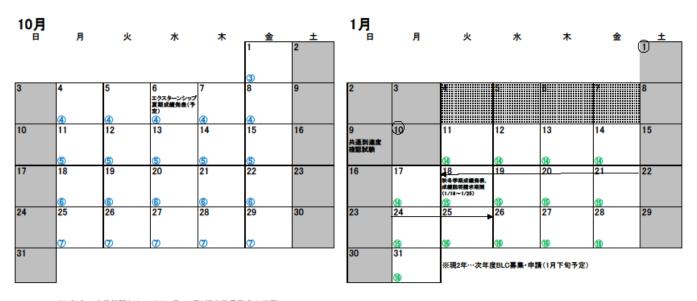
# 2021年度法科大学院学年暦 春夏学期



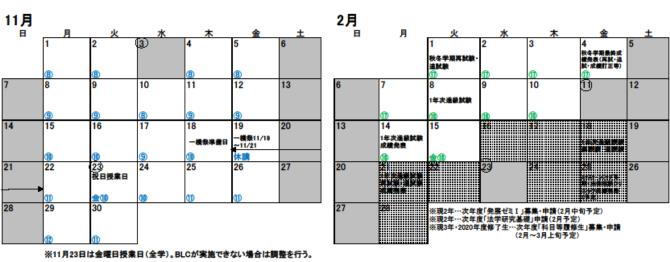
<sup>※</sup>日付の左下の小さな数字は、各曜日の授業回数です。

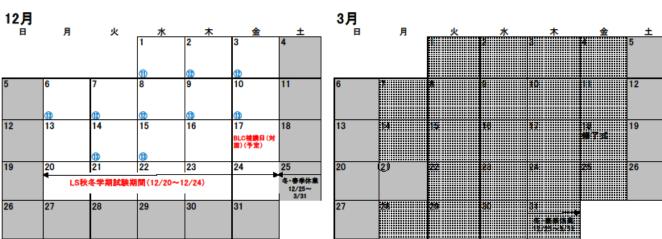
<sup>○</sup>青丸数字は、通常期間中の授業回数○緑丸数字は、休業期間中のエクスターンシップ、集中講義等

# 2021年度法科大学院学年暦 秋冬学期



※2年次…法律相談クリニック(10月~1月)担当教員指定の日程





分類	所属	職名	性別	教 員 名	専門分野	実務経験	T	白十兴计划十兴岭山	口小和	물의 ㅁ		十半小	177年中少世来4	!当授業科目 ::!日			:I FI	左眼纵坐	ſi
			,,	/	3 , 370 21	実務家教員の 職種	年数	自大学法科大学院拉 授業科目名 25	リヨ授第	<u></u> 巨数 <sub>集・オ・</sub>			厚攻等担当授業和 カラス数 単位数 集		授業科日名	他大学等担当授業		年間総単 位数	
・専	法科大学院	教授	男	滝沢 昌彦	民法			民法Ⅱ	- 1	3.5	民法(債権各論)	В	1 4	法学部	<u>IXAPI II</u>		<u> </u>	28. 86	$\overline{}$
								発展ゼミΙ(民法)	1	2	損害保険の法と実務	В	1 2	法学部					1
								民事判例研究	2	2	主ゼミナール (3・4年) 、副ゼミ ナール (3・4年)	В	1 4	法学部					1
								法律文書作成ゼミ	1	1	財産法特殊問題A、 財産法特殊研究A	M • D	1 2	法学研究科法学・国際関係専攻					1
								問題解決実践	2 0	). 18 オ	演習、第二演習	M • D	1 4						1
								1.47.6741043434			研究指導	M • D	1 2	法学研究科法学・国際関係専攻					
• 専	法科大学院	教授	男	山本 和彦	民事訴訟法			発展ゼミI(民事訴訟法	1	2	主ゼミナール (3・4年) 、副ゼミ ナール (3・4年)	В	1 4	法学部				18	1
											民事訴訟法	В	1 4	法学部					1
											民事訴訟法特殊問題A、 民事訴訟法特殊研究A	M • D	1 2	法学研究科法学・国際関係専攻					1
											<u>氏争訴訟法特殊研究A</u> 演習、第二演習	M · D	1 4	法学研究科法学・国際関係専攻					1
											研究指導	M • D	1 2	法学研究科法学・国際関係専攻					<u> </u>
• 専	法科大学院	教授	男	葛野 尋之	刑事訴訟法			刑事訴訟法	1	4	法律家と現代社会 主ゼミナール(4年)、副ゼミナー	В	1 1オ	法学部				25. 36364	1
								刑事法演習I	2	1オ	ル (4年)	В	1 4	法学部					1
								問題解決実践	2 0	). 18 オ	主ゼミナール (3年) 、副ゼミナー ル (3年)	В	1 4	法学部					1
											ル (3年) 少年法	В	1 2	法学部					1
											刑事司法過程論、	M • D	1 2	法学研究科法学・国際関係専攻					1
											刑事法特殊研究 演習、第二演習	M • D	1 4						1
											研究指導	M • D	1 2	法学研究科法学・国際関係専攻					
• 専	法科大学院	教授	男	Middleton John Gregory	英米法			発展ゼミ I (英米法) 比較法制度論	1 0	2 ). 33 オ	法と社会 英米私法	В	1 0.667 オ	法学部 法学部				17. 00	1
									1 (	ກ. ບບ 🕢	央木仏法 Contemporary Issues in	D D	1 2						1
								英米法	1	4	Anglo-American Law	D D	1 2	法学部					1
											演習、第二演習 研究指導	M • D	1 4	法学研究科法学・国際関係専攻 法学研究科法学・国際関係専攻					1
											現代英米私法、	M • D	1 2	法学研究科法学・国際関係専攻					1
· 亩	法科大学院	粉坛	甲	口野、雅人	憲法			憲法Ⅱ	1	9	英米私法特殊研究 法律家と現代社会	R B	1 1 -	法学部		+ + -		25. 15	<del>                                     </del>
4	1411八十四	4以7文	77	ハモ」の正八	燃1厶			(2)12 11	1	۷	憲法(総論・人権)、	ת						20.10	1
											法律学(経・法)(憲法(総論・人権))	В	1 4	法学部					1
											<u>惟)</u> 主ゼミナール(4年)、副ゼミナー	ıl B	1 4	法学部					1
											主ゼミナール (3年) 、副ゼミナー	ıl B	1 4	法学部					1
											実定法と社会 憲法(統治機構)	В	1 0.154 オ	法学部 法学部					1
											憲法特殊問題A、憲法特殊研究A	M • D	1 2	伝子司   伝子司   法学研究科法学・国際関係専攻					1
											演習、第二演習	M • D	1 4	法学研究科法学・国際関係専攻					1
古	<b>计</b> 和 上	松板	Ħ		本外			<u> </u>	0	4	研究指導 主ゼミナール (3・4年) 、副ゼミカ	M • D	1 2	法学研究科法学・国際関係専攻				00.00	<del> </del>
・导	法科大学院	教授	<i>为</i>	似	商法			会社法	2	4	主セミナール (3・4年) 、副セミラ   企業法特殊問題A、		1 4	法学部				20. 36	1
								問題解決実践	2 0	). 18 オ	企業法特殊研究A	M • D	1 2	法学研究科法学・国際関係専攻					1
											演習、第二演習 研究指導	M • D	1 4	法学研究科法学·国際関係専攻 法学研究科法学·国際関係専攻					1
• 専		数/經	甲	下山 宝沙	 行政法			行政法 I	9	9	主ゼミナール (4年) 、副ゼミナー	D D	1 4	法学部				24	
· <del>寸</del>	<b>公</b> 村八子院	秋1文	77		11 政伝			<b> </b>	۷	۷	ル (4年) 主ゼミナール (3年) 、副ゼミナー	Б	1 4					24	1
								発展ゼミI(行政法)	1	2	ル (3年)	В	1 4	法学部					1
								エクスターンシップ		1 共	行政法(救済法) 行政法特殊問題A、行政法特殊研究	В	1 2	法学部 法学研究科法学・国際関係					1
											A、政策分析の技法Ⅱ	$M \cdot D \cdot P$	1 2	専攻、国際・公共政策教育					1
											研究指導	M • D	1 2	法学研究科法学・国際関係専攻					1
											演習、第二演習	M • D	1 4	法学研究科法学・国際関係専攻 国際・公共政策教育部					1
• 車		数/经	里	石田 剛	 民法			民事法演習 I	9	9	主ゼミナール (3・4年) 、副ゼミ	R	1 4	法学部				18	
4	1411八十匹	4以7文	77	-	LV1A			民法Ⅲ	1	1	ナール (3・4年) 演習、第二演習	M • D	1 4	法学研究科法学・国際関係専攻				10	1
								1/1/2 III	1	4	一個首 研究指導	M • D	1 2	法学研究科法学・国際関係専攻法学研究科法学・国際関係専攻					1
・専	法科大学院	教授	男	酒井 太郎	商法			企業法演習Ⅱ	2	2	会社法	В	1 2才	法学部				22	
								商法総則・商行為 ・手形小切手	2	2	主ゼミナール (3・4年) 、副ゼミ ナール (3・4年)	В	1 4	法学部					1
								1712.1 24.1			企業法特殊問題B、企業法特殊研究		1 2	法学研究科法学・国際関係専攻					1
											研究指導	M • D	1 2	法学研究科法学・国際関係専攻					1
• 車	法科大学院	教授	男	水元 宏典	民事訴訟法			民事執行法	1	2	演習、第二演習 演習、第二演習	M • D	1 4 1 4	法学研究科法学・国際関係専攻 法学研究科法学・国際関係専攻		+ + +		15. 69697	1
,	i=+117 <b>&gt; 1</b>  0 □	1/1/2			> 4 2 H L HM 157			民事判例研究		667 オ	研究指導 一研究指導	M · D	1 2	法学研究科法学・国際関係専攻				25. 55501	1
								問題解決実践	2 0	). 18 才	_								1
								倒産処理法 I 民事訴訟法	1	4	$\dashv$								1
· 専	法科大学院	教授	男	玉井 利幸	商法			企業法演習 I	2	2	会社法	В	1 2才	法学部		<del>                                     </del>		16. 52	
								問題解決実践	2 0	). 18 オ	主ゼミナール (3・4年) 、副ゼミ	В	1 4	法学部					1
											ナール (3・4年) 実定法と社会	В	1 0.154 オ	法学研究科法学・国際関係専攻					1
											企業判例総合分析	M • D	1 2	法学研究科法学・国際関係専攻					1
											演習、第二演習 研究指導	M • D	1 4	法学研究科法学・国際関係専攻 法学研究科法学・国際関係専攻					1
. #	〉┼ エン 丄 シンヒ ロンート	±1.1	Ħ	/1.日 🕆	H = 14			マジマンナー	1		研究指導   主ゼミナール (4年) 、副ゼミナー	M - N	1 2			+ + +		07.00	
• 専	法科大学院	教授	<u>労</u> 	伹見 亮	中国法			アジア法	1	2	ル (4年)	R	1 4	法学部				27. 00	1
								比較法制度論	1 0	). 33 オ	主ゼミナール (3年) 、副ゼミナー ル (3年)	В	1 4	法学部					1
											法と社会	В	1 0.667 オ	法学部					1
											中国法各論	В	1 2	法学部					1
											中国法文献研究 GLP国際セミナー(香港・台湾)A	B R	1 2 1 2集	法学部 法学部					1
											研究指導	M · D	1 2	法学研究科法学・国際関係専攻					1
1		1	i .			1	Ī	n 1		Ī	演習、第二演習	M • D		法学研究科法学・国際関係専攻		1 1		ii l	d

<b>二</b>	元层	肿炉力	<del>                                  </del>	*# P #7	古明八明	実務経験	年数							担当授業	科目 ————————————————————————————————————					# <b>#</b>
分類	所属	職名	1年別	教 員 名	専門分野	実務家教員の 職種	年数	自大学法科大学的 授業科目名	完担当授業和 クラス数単位第	科目		大学他専		受業科目数 集・オ・共	大学等名	他大学 授業科目名 クラス数 単	等担当授業科		工年間総単 位数	備考
						יאין ביין אין ביין ביין ביין ביין ביין ב		1文未符日名	ノノヘ数 早1世第	双 集 :	<b>才·共 投耒科日名</b> 中国法特殊研究	<b>林性</b> 7	ラク数 単位 3 1	<b>未・/1・</b> 共   2	法学研究科法学・国際関係専攻	<u> </u>	<sup>□双</sup> 未 * / 1 * <del>八</del>	八子守石	一一工致	
											現代中国法	В•М	1	2	法学部、法学研究科法学· 国際関係専攻					
研・専	法科大学院	教授	女	角田 美穂子	民法			民法 I	1 3.	. 5	民法(総則・物権)	В	1	4	法学部				20.66	
								民事判例研究	2 0.6	67 オ	主ゼミナール (3・4年) 、副ゼミ ナール (3・4年)	В	1	4	法学部					
								問題解決実践	2 0.1	18 オ	実定法と社会	В	1 0.46	52 オ	法学部					
											テクノロジーとリーガル・イノベー ション	В•М	1	1 集	法学部					
											演習、第二演習	M • D	1	4	法学研究科法学・国際関係専攻					
研• 専	法科大学院	教授	#	相澤 美智子			1	労働法 I	1	2	研究指導 労働法	M • D	1	4	法学研究科法学・国際関係専攻 法学部				20. 15385	
.91 G	124117 ( ) 170	12,12			73 123 124			労働法Ⅱ	1	2	ジェンダーと法	В	1	2	法学部				20.10000	
								発展ゼミI(労働法)	1	2	実定法と社会 労働法特殊問題、労働法特殊研究	В М • D	1 0.15	54 オ っ	法学部 法学研究科法学・国際関係専攻					
											演習、第二演習	M • D	1	4	法学研究科法学・国際関係専攻					
											研究指導 労働法 I	M • D	1	2	法学研究科法学・国際関係専攻					
											労働法Ⅱ	P	1	-	国際・公共政策教育部 国際・公共政策教育部					
研・専	法科大学院	教授	男	本庄 武	刑法			刑法 I	1	4	刑法 (総論)	В	1	4	法学部				31	
								刑法Ⅱ	1	3	<b>C</b> ∂mparative Law	$B \cdot M \cdot D$	1	2	法学部、法学研究科法学· 国際関係専攻					
								刑事法演習Ⅱ	2	1オ	主ゼミナール (4年) 、副ゼミナー ル (4年)	В	1	4	法学部					
											ル (4年) 主ゼミナール (3年) 、副ゼミナー	D	1	1						
											ル (3年) 刑事学基礎論、刑事学特殊研究A	M • D	1	9	法学研究科法学・国際関係専攻					
											演習、第二演習	M • D	1	4	法学研究科法学・国際関係専攻					
T ±	ソナ・イソート シント カナ・	₩/.Les		<i>\d</i> . <b>→ → → →</b>	□ 17/by ~ 1 \\ \					0	研究指導	M • D	1	2	法学研究科法学・国際関係専攻				25	
研・専	法科大学院	教授	为	竹下    啓介 	国際私法			国際民事訴訟法 国際私法	1	2	国際私法 私法とグローバリゼーション	В	1	2	法学部 法学部				25	
								発展ゼミⅡ (国際私法)	1	2	主ゼミナール(3・4年)、副ゼミ	В	1	4	法学部					
								,			ナール (3・4年) 国際私法基礎理論、国際私法特殊研	И - D	1	0	法学研究科法学・国際関係専攻					
											<u>究</u> 民事法特殊問題、民事法特殊研究		1	1	法学研究科法学・国際関係専攻					
											氏事法特殊問題、氏事法特殊研 <u>先</u> 演習、第二演習	м • D	1	4	法学研究科法学・国際関係専攻法学研究科法学・国際関係専攻					
		lut 1 a									研究指導	M • D	1	2	法学研究科法学・国際関係専攻					_
肝・専	法科大学院	教授	男	緑 大輔	刑事訴訟法			刑事証拠法	1	1 オ	刑事訴訟法 主ゼミナール (4年) 、副ゼミナー	В	1	4	法学部				23	
											ル (4年)	В	1	4	法学部					
											主ゼミナール (3年) 、副ゼミナール (3年)	В	1	4	法学部					
											犯罪学、社会学(法)(犯罪学)	В	1	2	法学部					
											刑事法基礎理論、刑事法特殊研究 A 演習、第二演習	M • D M • D	1	2	法学研究科法学·国際関係専攻 法学研究科法学·国際関係専攻					
											研究指導	M • D	1	2	法学研究科法学・国際関係専攻					
研・専	法科大学院	教授	女	杉山 悦子	民事訴訟法			倒産処理法Ⅱ	1	2	主ゼミナール (3・4年) 、副ゼミ ナール (3・4年)	В	1	4	法学部				22	
								民事法演習 Ⅱ	9	2	民事訴訟法特殊問題B、民事訴訟法	M • D	1	9	法学研究科法学・国際関係専攻					
								法学研究基礎	1	4	特殊研究B 演習、第二演習	M • D	1	<u> </u>	法学研究科法学・国際関係専攻					
								14年前九圣晚	1	1	研究指導	M • D	1	2	法学研究科法学・国際関係専攻					
肝・専	法科大学院	准教授	女	髙橋 真弓	商法			発展ゼミI(商法)	1	2	主ゼミナール (4年) 、副ゼミナー ル (4年)	В	1	4	法学部				22	
											主ゼミナール(3年)、副ゼミナー	В	1	4	法学部					
											ル (3年)	D 14	1	0	法学部、法学研究科法学・					
											金融商品取引法	B • M	1	2	国際関係専攻					
											商法総則商行為・手形小切手 演習、第二演習	M • D	1	4	法学部 法学研究科法学・国際関係専攻					
											研究指導	M · D	1	2	法学研究科法学・国際関係専攻					
-m -	VI. 44 1 V/- 1	VII ±41 + ~		Lich -15 L	Joseph N. La N. I			VI. L. 44. 1. N ~			経済法基礎理論、経済法特殊研究 主ゼミナール (3・4年)、副ゼミ	M • D	1	2	法学研究科法学・国際関係専攻					1
研・専	法科大学院	准教授	男	柳 武史	経済法			独占禁止法 I	1	2	ナール (3・4年)	В	1	4	法学部				22	
								発展ゼミⅡ(経済法) 独占禁止法Ⅱ	1	2	経済法 I 経済法 I	В	1	2	法学部 法学部					
								124 FI 3V-17- IQ II	1	]	企業法政策	M • D	1	2	法学研究科法学・国際関係専攻					
											演習、第二演習 研究指導	M • D	1	4	法学研究科法学·国際関係専攻 法学研究科法学·国際関係専攻					
											独占禁止法	P P	1	_	国際・公共政策教育部					
実・専	法科大学院	教授	男	青木 孝之	刑事実務	裁判官/弁護士	10.0/12	刑事実務概論	2	2 共	演習、第二演習	M • D	1	4	法学研究科法学・国際関係専攻				16. 36364	:
								法曹倫理 I 問題解決実践	2 0.1	1 18 オ		M • D	1	2	法学研究科法学・国際関係専攻					
								発展ゼミⅡ(刑事法)	1	2										
								法律相談クリニック エクスターンシップ		1 1 共	$\dashv$									
								模擬裁判(刑事)	2	1 集、	、共									
実・み	法科大学院	教授	男	射手矢 好雄	ビジネスロー	弁護士	39.	1 実践ゼミ(企業法務)	1	2	国際法務戦略、グローバルビジネスロー応用研究 I	M • D	1 0.76	59 オ	法学研究科ビジネスロー専攻				5. 230769	
								実践ゼミ(中国ビジネ	1	2	口一心用柳艽1									
								ス法実務) ワールド・ビジネス・	1	4	$\dashv$									
								ロー	1 0.4	46 オ										
実・み	法科大学院	教授	男	田子真也	民事実務	弁護士	31.	1 法曹倫理Ⅱ 民事法務基礎	2	1	$\dashv$				T				8	
		1						模擬裁判(民事)	2	1										
実・み	法科大学院	教授	男	金井 洋明	刑事実務	検察官	19.	7 刑事実務概論	2	2 共									10	
								発展ゼミ I (刑事実務) 刑事法演習 II	2	2 1オ	$\dashv$									
								<b>模</b> 擬裁判(刑事)	2	1 集、	、共									
				棚井 啓	民事裁判実務	北小川台	10	7 民事裁判基礎 I	0	1	67								4	11

						実務経験	 年数					担当授業	 科目					
分類	所属	職名	性別	↓ 教 員 名	専門分野	実務家教員の	年数	自大学法科大学院	完担当授業科目			<b>享</b> 攻等担当授業科目			他大学等担当授業科		年間総単	備考
						職種	1 20	<b>授業科目名</b> 民事裁判基礎Ⅱ	クラス数単位数集・オ・共21	授業科目名	課程	クラス数 単位数 集・才・共	大学等名	授業科目名	クラス数 単位数 集・才・共	大学等名	位数	
兼担	事士後期課程 (D)	)教授	男	安藤 馨	法哲学			法哲学	1 2	主ゼミナール (3年)、副ゼミナー ル (3年)	В	1 4	法学部				11	
										法言語基礎論、哲学(法)(法言語 基礎論)	В	1 2	法学部					
										法哲学、倫理学(法)(法哲学)	В	1 2	法学部					
										法文化構造論総合問題、法文化構造 論特殊研究	M • D	1 1 才	法学研究科法学・国際関係専攻					
兼担	事士後期課程(D)	教授	女	井上 由里子	知的財産法			実践ゼミ(知的財産法)	1 0.67 才	ビジネスロー総合問題 修士演習A、C、春夏、博士演習A、	M • D	1 0.667 オ	法学研究科ビジネスロー専攻				11. 125	
										C、E、春夏 修士演習B、D、、秋冬、博士演習	III D	1 2 共	法学研究科ビジネスロー専攻					
										B、D、F、秋冬 著作権法	M · D	1 2 共	法学研究科ビジネスロー専攻 法学研究科ビジネスロー専攻					
										商標法・不正競争防止法、知財法応	M • D	1 2	法学研究科ビジネスロー専攻					
										用研究Ⅱ 法務特別講義 I	M · D	1 0.667 オ	法学研究科ビジネスロー専攻					
										国際知的財産法 外国法講義Ⅱ	M	1 0.5 オ 1 0.125 オ	法学研究科ビジネスロー専攻 法学研究科ビジネスロー専攻					
										法務特別講義Ⅶ	M • D	1 0.5 集、才	法学研究科ビジネスロー専攻					
兼担	事士後期課程 (D)	教授	男	王 雲海	比較刑事法			比較刑事司法	1 2	主ゼミナール (3年) 、副ゼミナー ル (3年)	В	1 4	法学部				24	
								発展ゼミI(比較刑事法	1 2	主ゼミナール (4年)、副ゼミナー ル (4年)	В	1 4	法学部					
										刑事政策 比較刑事法	B B	1 2	法学部 法学部					
										刑事手続基礎理論、刑事法特殊研究	M • D	1 2	法学研究科法学・国際関係専攻					
										演習、第二演習	M • D	1 4	法学研究科法学・国際関係専攻					
兼担	事士後期課程 (D)	<b>*</b>	田	山田 敦	国際制度論			国際制度論	1 0	研究指導 主ゼミナール (3年)、副ゼミナー	M • D	1 2	法学研究科法学·国際関係専攻 法学部				2.4	
飛担	F工发别味性(D	7) 教技	<i>7</i>	山田   教	国际 <b></b>			国际 问 及 im		ル (3年) 主ゼミナール (4年) 、副ゼミナー	D	1 4					34	
										ル (4年) GLP国際セミナー (ベルギー)	В	1 2	法学部 法学部					
										リサーチ・メソッド特殊問題、リ	и р р	1 2	法学部、法学研究科法学・					
										サーチ・メソッド特殊研究、政策分析の技法 I		1 -	国際関係専攻、国際・公共 政策教育部					
										演習、第二演習 研究指導	M • D	1 4 1 2	法学研究科法学·国際関係専攻 法学研究科法学·国際関係専攻					
										Euro-Asia Summer School	M • D • P	1 2	法学研究科法学・国際関係 専攻、国際・公共政策教育					
										グローバル・ガバナンス・ワーク ショップ I	Р	1 2 共	国際・公共政策教育部					
										特別研究指導Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ	Р	1 2 共	国際・公共政策教育部					
										グローバル・ガバナンス・ワーク ショップ <b>I</b>	Р	1 2 共	国際・公共政策教育部					
										Special Seminar for Research Paper Writing I 、 II、 III、 IV	P	1 2 共	国際・公共政策教育部					
										Supervised Reading for Double Degree Students	Р	1 4 集	国際・公共政策教育部					
V. In	A L (A Heamse (a)	) #/ I=	,					/ // El-teVL =		Human SecurityⅡ 主ゼミナール(3年)、副ゼミナー	P	1 2	国際・公共政策教育部					
兼担	拿士後期課程(D)	教授	女	長塚 真琴	知的財産法			知的財産法 I		ル (3年) 主ゼミナール (4年) 、副ゼミナー	D	1 4	法学部				24. 15385	
								知的財産法Ⅱ	1 2	ル (4年) 知的財産法A	B • P	1 4	法学部 法学部、国際・公共政策学教育部					
										実定法と社会	В	1 0.154 オ	法学部					
										知的財産法B 知的財産法特殊問題B、	B • P	1 2	法学部、国際・公共政策学教育部 法学研究科法学・国際関係専攻					
										知的財産法特殊研究 B 研究指導	M • D	1 2	法学研究科法学・国際関係専攻					
										演習、第二演習 知的財産法 I	M · D	1 4	法学研究科法学・国際関係専攻 国際・公共政策教育部					
										知的財産法Ⅱ	P	1 -	国際・公共政策教育部国際・公共政策教育部					
兼担	事士後期課程 (D)	) 教授	女	野口 貴公美	行政法			公法演習Ⅱ	2 0.5 4	主ゼミナール (3年) 、副ゼミナー ル (3年)	В	1 4	法学部				29. 56667	
								公法実務基礎 法と公共政策	1 0.17 オ 2 2	1年コース特別ワークショップ <b>Ⅱ</b> 行政法特論	P P	1 0.4 才	国際・公共政策教育部 国際・公共政策教育部					
								<u>伝と五矢</u> 以来 行政法Ⅱ	2 2	主ゼミナール (4年)、副ゼミナー ル (4年)	В	1 4	法学部					
										研究指導	M • D	1 2	法学研究科法学・国際関係専攻					
										演習、第二演習 公共法政ワークショップⅠ、Ⅱ、	M · D	1 4	法学研究科法学・国際関係専攻 国際・公共政策教育部					
										Ⅲ、Ⅳ 1年コース特別ワークショップ I	P	1 2 共	国際・公共政策教育部国際・公共政策教育部					
										法と公共政策 特別研究指導 I 、II 、III 、IV	Р	1 - 1 2 共	国際・公共政策教育部国際・公共政策教育部					
<b>兼</b> 担	事士後期課程(D)	) 教授	男	屋敷 二郎				西洋法制史	1 2	主ゼミナール(3年)、副ゼミナー	В	1 4	法学部		<del>                                     </del>		26	
								比較法制度論	1 0.333 オ	ル (3年) 主ゼミナール (4年)、副ゼミナー	В	1 4	法学部					
								外国法文献読解Ⅱ	1 2	ル (4年) 法と社会	В	1 0.667 オ	法学部					
								発展ゼミⅡ(法制史)	1 2	西洋近代法史、外国史(法)(西洋 近代法史)	В	1 2	法学部					
											В•М	1 2	法学部、法学研究科法学· 国際関係専攻					
										西洋公法史、西洋公法史特殊研究、 ヨーロッパ共通法の歴史的基礎、	M • D	1 -	法学研究科法学・国際関係					
										ヨーロッパ共通法の歴史的基礎、 ヨーロッパ共通法の歴史的基礎 法文化構造論総合問題		1 1 1	専攻 法学研究科法学・国際関係専攻					
										演習、第二演習	M • D	1 4	法学研究科法学・国際関係専攻					
兼担	事士後期課程 (D)	) 教授	男	演邊 康行	憲法		-	公法演習 I	2 1才	研究指導 主ゼミナール (4年)	M B	1 2 1 4	法学研究科法学・国際関係専攻 法学部		<del>                                     </del>		16	
, —					,	•	•		<u> </u>	<u>CO</u>	•							

68

分類	所属	職名	4 性別	数 員 名	専門分野	実務家教員の	年数	自大学法科大学院担当授業科目				自大学他専				他大学等担当授業科目年間総単			備考	
						職種	十数	<b>授業科目名</b> 憲法 I	クラス数 1	単位数 集・2	<sub>+</sub> 授業科目名 演習、第二演習	<b>課程</b> M・D	クラス数 単 1	位数 集· <b>才</b>	<ul><li>・共 大学等名</li><li>法学研究科法学・国際関係専攻</li></ul>	授業科目名	クラス数単	位数 集・才・共 大学等名	位数	4
								発展ゼミⅡ (憲法)	1	2 共	研究指導	M • D	1	2	法学研究科法学·国際関係専攻					
兼担	身士後期課程(D	) 准教技	受 女	石綿 はる美	民法			民法IV	2	1	民法 (家族) 主ゼミナール (3・4年)、副	B 副ゼミ L	1	2	法学部				9. 69697	
								民事判例研究 問題解決実践	2	0.67 才	ナール (3・4年)	B	1	4	法学部					
兼担	上 事士後期課程(D	(1) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	受 男				+	问起解伏美践 公法演習 I	2	0.18 オ 1 オ	 実定法と社会	В	1 0	. 154 オ	 法学部				14. 51748	3
								公法演習Ⅱ	2	0.5 オ	憲法政策	$M \cdot D \cdot P$	1	2	法学研究科法学・国際関係 専攻、国際・公共政策教育					
								憲法 I	1	1 オ	演習、第二演習	M • D	1	4	法学研究科法学・国際関係専攻					
								問題解決実践	2	0.18 オ	研究指導 公共法政ワークショップⅡ、	M • D	1	2 #	法学研究科法学·国際関係専攻 国際·公共政策教育部					
<del></del>	上 事士後期課程(D	) 准数排	妥 男		国際関係学			国際関係学	1	2	主ゼミナール (4年) 、副ゼ		1	<u> </u>	法学部				26	<b>†</b>
NK177		) E		TE 41:70	国际风机 1			国际风水 1			ル (4年) 主ゼミナール (3年) 、副ゼ <sup>ミ</sup>	ミナート	1	1					20	
											ル (3年) 日本外交史、日本史(法)(E	D	1	4	法学部					
											交史)	B	1	2	法学部					
											GLP国際セミナー(韓国)A 東アジア国際関係史特殊問題	B i、東ア	1	2	法学部 法学研究科法学・国際関係					
											ジア国際関係史特殊研究、東国際関係	アジア M・D・P	1	-	専攻、国際・公共政策教育					
											<u>国际舆保</u> 演習、第二演習	M • D	1	2	出 法学研究科法学・国際関係専攻					
											研究指導 グローバル・ガバナンス・ワ	M・D	1	2	法学研究科法学・国際関係専攻					
											ショップ I	P	1	2 共	国際・公共政策教育部					
											グローバル・ガバナンス・ワ ショップ Ⅱ	P	1	2 共	国際・公共政策教育部					
											特別研究指導Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ Special Seminar for Resear		1	2 共	国際・公共政策教育部					
											Paper Writing I, II, III,		1	2 共	国際・公共政策教育部					
兼担	事士後期課程(D	) 准教技	受 男	小峯 庸平	民法			民事法演習Ⅲ 発展ゼミⅡ(民法)	2	1 2		В	1	2	法学部				10	
								法学研究基礎	1	4										
兼担	事士後期課程(D	) 准教技	) 男	鶴   剛史 	知的財産法			実践ゼミ(知的財産法)	1	0.67 才	特許法 ビジネスロー総合問題	M M	1 0	2 . 667 オ	法学研究科ビジネスロー専攻 法学研究科ビジネスロー専攻				9. 625	
											特許出願の審査・審判及び審	· 決取消 M・D	1	1 オ	法学研究科ビジネスロー専攻					
											訴訟、知財法応用研究 I 修士演習A、C、春夏、博士演		1	0 #						
											C、E、春夏 修士演習B、D、秋冬、博士演	M - D	1	4 共	法学研究科ビジネスロー専攻					
											D、F、秋冬	M • D	1	2 共	法学研究科ビジネスロー専攻					
											法務特別講義 I 外国法特講Ⅱ	M • D		. 667 オ . 125 オ	法学研究科ビジネスロー専攻 法学研究科ビジネスロー専攻					
> t.											法務特別講義VII	M • D		0.5 集、オ	法学研究科ビジネスロー専攻					
兼担	算士後期課程(D	)) 准教技	受 男	土井 翼	行政法			問題解決実践	2	0.18 オ	行政法(総論) 主ゼミナール(3年)、副ゼミ	B ミナー	1	4	法学部				21. 51748	,
											ル (3年)	D	1	4	法学部					
											主ゼミナール(4年)、副ゼミル(4年)	B	1	4	法学部					
											実定法と社会 行政法基礎論	В	1 0	. 154 オ	法学部 国際・公共政策教育部					
											1年コース特別ワークショップ	プI P	1	2 共	国際・公共政策教育部					
											特別研究指導 I 、 II 、 III 、 IV インターンシップ I 、 II 、 III		1	2 共	国際・公共政策教育部国際・公共政策教育部					
											1年コース特別ワークショップ	プ <b>I</b> P	1	2 共	国際・公共政策教育部					
兼担	算士後期課程 (D	)) 准教技	受 男	藤岡 祐治	租税法			租税法I	1	2	主ゼミナール(3年)、副ゼミュ (3年)	ナールB	1	4	法学部				25	
								租税法Ⅱ	1	2	和税法	В	1	2	法学部					
											租税法特殊問題A、租税法特系 A、租税論I	<sup>朱研究</sup> M・D・P	1	-	法学研究科法学・国際関係 専攻、国際・公共政策教育					
											演習、第二演習	M • D	1	4	法学研究科法学・国際関係専攻					
											研究指導 租税政策	M • D P	1		法学研究科法学·国際関係専攻 国際·公共政策教育部					
											公共法政ワークショップ I 、 Ⅲ、IV	П, Р	1	2 共	国際・公共政策教育部					
											1年コース特別ワークショップ		1	2 共	国際・公共政策教育部					
											1年コース特別ワークショップ 特別研究指導Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ		1	2 共 2 共	国際・公共政策教育部 国際・公共政策教育部					
											インターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲ		1	1 共	国際・公共政策教育部					
兼担	事士後期課程 (D	) 准教技	受 男	松園 潤一朗	日本法制史			日本法制史	1	2	教養ゼミナール	В	1	2	法学部 法学部、法学研究科法学·				30	
								法学研究基礎	1	4	日本法制史文献研究、日本法		1	2	国際関係専攻					
											主ゼミナール (3年)、副ゼル (3年)	D	1	4	法学部					
											主ゼミナール (4年) 、副ゼ ル (4年)	fミナー B	1	4	法学部					
											日本近代法史	В	1	2	法学部					
											日本法制史 日本法制史特殊研究	B	1	2	法学部 法学研究科法学・国際関係専攻					
											研究指導	M · D	1	2	法学研究科法学·国際関係専攻					
兼任	法科大学院	<b>諸</b> 師	里	安部(健一)		税理士 米国公	97 7	   実践税法	1	0.5オ	演習、第二演習	M · D	1	4	法学研究科法学・国際関係専攻			<del>                                     </del>	0.5	-
兼任	法科大学院			阿部 博友	国際取引法	7ル生工 小凹公	SI. 1	国際取引法	1	2	企業法務	B • M	1	2	法学部、法学研究科法学・国際関係専攻				8	
兼任	法科大学院	<b>港</b> 4 万	男	   荒川 歩	心理学	1	1	法律英語 法と心理学	1	2	国際取引法	B • M	1	2	法学部、法学研究科法学・国際関係専攻				9	
兼任	法科大学院	講師		飯田 高	法社会学			法と経済学	1	2									2	
兼任	法科大学院	講師	男	石井 裕介	会社法	弁護士	21. 7	実践ビジネスロー I (会社法)	1	2									2	
兼任	法科大学院	講師	男	伊東 啓	金融法	弁護士	30. 1	実践金融法	1	0.92 オ									0. 923077	1
兼任	法科大学院	講師	男	伊藤 亮介	国際取引法	弁護士	21. 7	, ワールド・ビジネス・ ロー	1	0.62 オ									0. 615385	,
兼任	法科大学院	講師	男	江崎 滋恒	独占禁止法	弁護士	39. 1	実践独占禁止法	1	1オ	69								1	

						実務経験年数		担当授業科目												
分類	所属	職名	性別	引 教 員 名	専門分野	実務家教員の	年数	自大学法科大学				自大学他専攻等担当授業科目				他大学等担当授業科目		年間総単	備考	
						職種			クラス数 単位数 集・オ	⊦·共 授業科目名	課程	クラス数 単位数	集・オ・共	大学等名	授業科目名	カラス数 単位数 集・才・共	大学等名	位数		
兼任	法科大学院			小野傑	金融法	弁護士	38. 3	実践金融法	1 0.31 オ	and the billion of the								0. 307692		
兼任	法科大学院	講師	女	織 朱實	環境法			環境法	1 2	環境法政策	Р	1 -	-	国際・公共政策教育部				4		
24.15	VI. 4VI I NATE	544 AT		+ 6 1 -	eta VI.			発展ゼミⅡ(環境法)	1 2											
兼任	法科大学院	講師		嘉多山 宗	憲法			発展ゼミⅡ(憲法)	1 2 共									2		
兼任	法科大学院	講師		河合 幹雄	法社会学	/\ =# 1	20.1	法社会学	1 2									2		
<u>兼任</u>	法科大学院	講師		児玉 安司	医事法	弁護士		医事法	1 1.85 才									1.846154		
兼任 <u></u>	法科大学院	講師		小松 誠志	租税法	税理士		実践税法	1 0.5 才									0.5		
兼任	法科大学院	講師		齋藤 雅弘	消費者法	弁護士		消費者法	1 2									2		
兼任 <u></u>		講師		佐藤 丈文	金融法	弁護士	27. 1	実践金融法	1 0.31 才		11 D			VI. NATE RECTIVE. NA. STREET REST.				0. 307692		
兼任	法科大学院 	講師	女	佐藤 智恵				EU法		EU法、EU法基礎研究 EU Law、EU法特殊問題、EU法特殊研究、Regional Studies I	M · D B · M · D · P	1 2		法学研究科法学・国際関係専攻 法学部、法学研究科法学・ 国際関係専攻、国際・公共 教育部				4		
兼任	法科大学院	講師	女	佐藤 弥恵	国際経済法			国際公法Ⅱ	1 2									2		
兼任	法科大学院	講師	男	品谷 篤哉	商法			金融商品取引法	1 2集									2		
兼任	法科大学院	講師	男	白田 秀彰	情報法			情報法	1 2	情報法政策□	P	1 -		国際・公共政策教育部				2		
兼任	法科大学院	講師	女	申 惠丰				国際人権法	1 2	国際人権法	М•Р	1 -		法学研究科法学・国際関係 専攻、国際・公共教育部				2		
兼任	法科大学院	講師	男	末 啓一郎	国際経済法	弁護士	37. 1	実践国際経済法	1 2									2		
兼任	法科大学院	講師	女	田鎖 麻衣子	刑事法	弁護士	26. 1	導入ゼミ	1 1	法学入門(他学部)	В	1 2		法学部				5		
								外国法文献読解 I	1 2											
兼任	法科大学院	講師	男	田中 康之	会計・企業財務	51公認会計士	27. 1	実践ビジネスローⅡ (会計・企業財務論)	1 2									2		
兼任	法科大学院	講師	男	戸倉 圭太	企業法務	弁護士	15. 7	実践ゼミ (企業法務)	1 2									2		
兼任	法科大学院	講師	男	戸田 暁	知的財産法	弁護士	24. 1	実践ゼミ(知的財産法)	1 0.67 オ	デジタル時代の著作権法、知財法原用研究IV (博士)	M • D	1 2		法学研究科ビジネスロー専攻				2. 666667		
兼任	法科大学院	講師	男	中尾 雄史	企業法務	弁護士	22. 1	ワールド・ビジネス・ ロー	1 0.77 オ									0. 769231		
兼任:	法科大学院	講師	男	中田 英幸				信託法	1 2集									2		
兼任	法科大学院	講師	男	中村 慈美	租税法	税理士	22. 1	実践税法	1 0.5 才									0.5		
兼任	法科大学院	講師			医事法	弁護士		医事法	1 0.15 才									0. 153846		
兼任	法科大学院	講師	男	長屋 文裕	行政法	弁護士	30. 1	公法実務基礎	1 0.83 オ									0. 833333		
兼任	法科大学院	講師	男	贄田 健二郎	刑事法	弁護士	12. 5	刑事証拠法	1 1 才									1		
兼任	法科大学院	講師	男	根本 剛史	金融法	弁護士		実践金融法	1 0.46 オ									0. 461538		
兼任	法科大学院			橋本 正博	刑法			刑事法演習 I	2 1 才			1						1. 181818		
•			-					問題解決実践	2 0.18 才			[								
兼任	法科大学院	講師	男	藤田 章				実践税法	2 0.5 才									0.5		
兼任	法科大学院	講師	男	増田 幸弘	社会法学	税理士		社会保障法	1 2									2		
兼任	法科大学院	講師		松原 拓郎		弁護士		少年法	1 2									2		
兼任	法科大学院	講師	女	南 諭子	国際環境法			国際公法 I	1 2	国際法基礎論	Р	1 -		国際・公共政策教育部				4		
								発展ゼミⅡ (国際法)	1 2	国際法特殊問題B、国際法特殊研究	B M • D	1 -		法学研究科法学・国際関係専攻						
兼任	法科大学院	講師	男	山田 篤	独占禁止法	弁護士	23. 1	実践独占禁止法	1 1オ									1		

<u>教員分類別内訳</u>

狄貝刀为	教員分類別内訳												
	分類		所属	略称	教授	准教授	講師	助教	うち、法書としての実務の経験を有する者	計			
		研究者·專任教員		研·専	18	2				20			
	専属専任教員	実務家·専任教員		実·専	1				1	1			
		実務家・みなし専任教員		実・み	4				4	4			
		,	学士課程							0			
			修士課程							0			
	兼務研究者	·専任教員	博士前期課程							0			
専任教員			博士後期課程							0			
ALT TO BE		専門職学位課程	- 専・他						0				
		学士課程							0				
		修士課程							0				
				博士前期課程						0			
				博士後期課程						0			
			専門職学位課程							0			
兼担教員	(学内の他学部	3等の教員)		兼担	7	7				14			
兼任教員	員(他の大学等の	)教員等)		兼任			38			38			
		合計			30	9	38	0	5	77			